

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研究報告

第 4 集

1980

福岡

昭和 55 年 5 月 10 日  
福岡市立歴史資料館蔵







福岡市立歴史資料館

研究報告

第 4 集



1980

福岡



## 序

このたび、福岡市立歴史資料館より研究報告第4集を刊行することになりました。

この論集は、資料館運営の中核、学芸部門の関係者各位による基礎的研究活動の一端を公表するものであります。

市民各位ならびに研究者各位の御鞭撻と御協力を願い申し上げます。

昭和55年3月31日

教育長 西津茂美

この研究報告第4集には、当館所蔵の史資料研究に関わる4つの論文を収めています。

三島 格氏「豊前・筑前其他出土考古品図譜の関連および追加資料」は、標記図譜解題（研究報告第3集所収）で論じた著者に関する補足と類似発見資料を紹介するもの。後藤 直氏「人面付銅戈一人面と鉄かけ一」は、市内西区白塔出土と伝福岡県内出土の二口の人面付銅戈を紹介し、人面と鉄かけに関する問題を提言したもの。吉良国光氏の「筑前国怡土庄王丸氏について」は、当館所蔵『王丸文書』の紹介をかねて一は、福岡市西端から糸島郡前原町・志摩町・二丈町に点在した怡土庄の王丸名主職を相伝した王丸氏の身分関係と莊園領主の勧農関係史料について考察したもの。安川 巍氏「再発見された大山文書」は、近世における奈多・塩浜・下和白地区内塩田の築堤工事に関する御用達大山忠平・鳥羽屋七藏・菊野屋貞次と吟味役松本平内との関係、藩札流通政策の概要をのべ、この文書が藩政史・社会経済史研究に対してもつ意義を論じたものであります。

今後とも、研究報告の内容充実のため館員一同努めてまいりますので、各位のいっそうの御指導と御支援を切にお願い申し上げます。

昭和55年3月31日

館長 石橋 博

## 目 次

三 島 格	「豊前・筑前其他出土考古品図譜」の関連および追加資料 .....	1
後 藤 直	人面付銅戈——人面と鏃かけ—— .....	11
安 川 巍	再発見された「大山文書」 .....	—
吉 良 国 光	筑前国怡土庄王丸氏について——福岡市立歴史資料館藏「王丸文書」の紹介をかねて—— .....	二一

福岡市立歴史資料館研究報告 第4集

1980年3月

「豊前・筑前其他出土考古品図譜」  
の関連および追加資料

三 島 格

## 1 はしがき

本研究報告第3集において、本館所蔵の「豊前・筑前其他出土考古品図譜」（以下・図譜と略称する）について、若干の解題を施したが、その後多少の補足・修正を加える必要を生じ、かつ類似する新資料を得たので、併せて以下の項目に従ってのべる。

## 2 図譜の著者について

拙文において、原記録者の像として、著者をめぐる収録上のいくつかの要素あるいは環境をあげ（P. 6），それらの諸条件の中で、もっとも可能性の高い人物として、その当時「東京人類学会雑誌」に精力的に発表していた小川敬義氏の名をあげ（P. 7・追記3），追跡すべき人物とした。

発表後、渡辺正氣氏は図譜P. 247所収の石鐵2箇の欄の記事の項に「小川君之恵送」（註1・P. 12）とあるのに注目されて、図譜の著者は小川敬義氏ではないのではないかとの意見を筆者に示された。拙文執筆時において、この小川君が小川敬義氏であるのか否か、一抹の疑惑を抱いたが、図示石鐵の出土地を飛州とする点をより重視して，在飛州の石田氏であろうと解し、あえて本文では言及することを避けた。けれども小川敬義氏の明治20年代の東京人類学会雑誌における、旺盛なる活躍（註2）一主として豊前地方における遺物・遺跡の発表一を、多少なりとも知っていた筆者は、本図譜所収の遺物が豊前國に集中（註1・P. 2）する点を留意して、前記のごとく追記の形をとって、要追跡の表現となつたのである。さらに下條信行氏の教示により追記2で指摘したように、同一遺物が図譜と小川氏報文（註1書の註15 註2-13）に認められ、後者つまり小川氏は「……余の所蔵となる」という表現がある点も気になる点であるが、月日が合わない点をも付加した。

小川氏を在飛州と考えない立場に立てば、「小川君之恵送」の6文字をもって、本図譜の著者が、小川敬義氏でないことの一つの重要な証左となる。前記渡辺氏の見解がこの立場に依拠されることは、いうまでもないことである。同姓異人ということも考えられるが、約1世紀を経た現在、困難な作業であろう。試みに図譜および15編におよぶ小川氏報文に見られる人名を検索したが、小川姓ではなく、逆に双方に登場する複数の人名（この場合、友人もしくは協力者というべきであろう）を検出し得た。双方が同時代とはいっても、著者名は限定できない。

その後、図譜の著者を小川敬義氏とみることには、不利と思われる点を見出したので、以下私見をのべる。図譜の作者をX氏とよび、X氏と小川氏との諸条件の対応を見る。

①すでにのべたごとく、両氏の採集・発掘品の出土地は、豊前が圧倒的に多く、対応する。

②両氏の活動年代。両氏の生没年次を明かにできないが、明治20年代が両氏の研究活動の高揚期であったことは、対応。

けれども、仮りにX氏が小川氏であるとすると、

⑥X氏は、自己の図譜中に関連諸書からの抜萃（例えば、桂園漫録・考古説略・日本石器考・東京人類学会雑誌など 註1・P. 8-15目録参照）を行ない、それらを明示して図示する。X氏を=小川敬義氏とすれば、本論註2に記す小川氏の東京人類学会雑誌で使用した遺物図が図譜に使用され、かつ同誌の巻号なども示されるべきであるのに、遺物図は一例（註1書の註15、註2-13）を除き明らかでなく、さらに同誌は引用されているものの、巻・号は対応しない。

という、不整合な点が指摘できる。以上、やや冗長な記述をつづけたが、要するにX氏の解明は上述6文字中の小川君を、非小川敬義氏とみるか、小川敬義氏とみるかに、限定される。それぞれ対応・非対応面があることをのべた。断定はつしまなければならぬが、私見では、小川敬義氏とは重複する時代であるものの、非小川敬義氏つまり同氏とは別人ではないかと、図譜の著者について考える。後述する筆跡鑑定の結果もこれを支持する。

### 3 山田新一郎氏資料

本項で報告しようとする資料は、昭和54年12月末近く、井上忠氏より斎藤豊氏を経由して届けられた、3葉の遺物図（写真1-4）である。その折、井上氏が秋月出身の山田新一郎氏旧蔵の「筑紫史談」を某古書肆より購われた際、その中に混入していたものとの、教示をも併せていただいた。これは筆者が前述図譜のX氏を探していることを知っておられての御配慮である。

恵与を受けた三葉については後述するが、まず問題となるのは、旧蔵者が山田氏であっても、三葉ははたして山田氏の筆になるか否かの点である。この疑問を解くべく井上氏の教示により秋月郷土館の三浦末雄氏に連絡をとり、さらに三浦氏により朝倉郡三輪町弥永在住の田辺正彦氏を紹介され、55年1月17日田辺家を訪れた。以下必要事項を簡記する。

⑦三葉の遺物図に註記された文字について。明治・大正にわたる発信人山田氏の葉書数葉を示されながら、伯父山田新一郎の文字であると、明言された。

⑧図中の鉛（写真1）は現存し、実見し手に取ったことあり。現在は三輪町の大己貴神社に納められている。

⑨文字はまちがいないが、伯父に絵心の嗜みがあったとは知らなかった。三葉の図は初見であり、考古学的な興味があったことも知らなかった。

三葉の遺物図は、ともに24×16.7cmの画用紙に描画されたものであるが、鉛筆で実大の図取りをした上に、絵具による彩色や淡い墨状の絵具で陰影が施されている。この着色の点は、上述図譜所収の遺物図と大きく異なる点であり、さらに註記の文字の書体については、前福岡県警犯罪科学研究所員宮本聰氏の指摘によれば、両者は異質ではないかとの教示を得た。

写真1 「鉢 錫 福岡県朝倉郡三輪村久光俗に馬塚といふより発掘 大正五年八月記 大正五年如月写之」のインク(以下同)による註記があり、中央に当該鉢を示す。左下に「次」の書き入れがある。

写真2 「朝倉郡夜須村大字吹田にて原野開墾の節採取 吹田の古墳よりは石棺を出したること度々なり」の註記。左端に「秀」の書き入れあり。付記 註記文の節の次に「別図三品と共に」と書き縦線により消去。この消去は図3の裏面(山田氏により全面抹消)の註記にも認められる。残存長約14.5cmを測る石劍の破片である。

写真3 「此三品は福岡県朝倉郡夜須村大字松延、溜池の側の突出部平地より出づ(此原には大なる塚あり)」と註記し、石庵丁・磨製石斧・紛錠車(土器片を利用したものか?)を図示。上 長10.8cm 右 長9.6cm 左 径5cm。右下に「秀」の書き入れあり。付記 石庵丁の傍に鉛筆による「地方にては石庵丁といふ」の書き入れをなす。

前述のごとく、本図の裏面には上記三箇の未完成の描画(写真4)をなし、×印をもって全面消去。註記文も大差ない。但し、表には認められない「所有者 朝倉郡 栗田」の書き入れがある。

図2・3のごとく、弥生時代の遺物に注目し図示した人は誰であるのか。註記者は山田氏であることは明かになったが、図を描いた人はさだかではない。筆者は根拠はないものの、註記とともに図を書いた人も、山田氏ではないかとも推定する。傍の秀・次の書き入れも描図者のサインであるのか、解決できない。僅か数個の遺物を複数者に依頼することは、不自然であろう。それはさておき、描図者が山田氏ではないと、仮りに百歩譲っても、山田氏の意図によりなされたとみることは妥当であろう。筆者はこの点こそ評価るべき点であると考える。

図1の紀年により、それらが大正5年になされていることを知る。中山平次郎氏が「太刀洗飛行場発見の石劍 附大川附近出土の磨製石鎌に就て」を考古学雑誌(註3)に発表されたのは、大正10年である。また坂本真鈴氏による「朝倉通信」(註4)も大正15年以降である。文字通り朝倉地方の考古学研究の、先駆をつけられた人であったと、いえるのではあるまい。ただ残念ながら、山田氏をして好古の念に走らしめた、背後の事情については、追究する材料も力もない。けれども天性の探究の資質があったろうことは充分に考えられる。ここにそれを示唆する小さな資料がある。早く東京に出られて、東京帝国大学卒業後直ちに中央の官途につかれた同氏が、大正の初期ごろ帰郷し居住せずとも、郷土をひそかに指向していたと、判断できる材料である。それは、大正3年創刊の「筑紫史談」第1号(註5)の会員名簿で、山田新一郎 東京赤坂区新坂町32(前鳥取県知事・法學士)とある。ついで同誌11・12号(大正5~6年)に、「福岡易筋遺聞」と題する論文を発表している(註6)。考古学とは全く無関係の研究をなしつつ、かたや郷土の出土文物に興味を示すという、かなり巾広い視野が察知される。また年次が一致している点も、興深い。同氏の年譜(註7)は作製されており経歴・

業績などについては正確に知ることはできるが、上記の諸点については、ふれることがない。その後、考古学の方には、傾斜されなかったのではあるまいか。昭和21年83歳で他界された。

#### 4 結 語

以上を要約して、下記の結語にかえる。

- ①図譜の著者について、さきの拙文（註1）において、小川敬養氏をもってその疑いが濃いとしたが、渡辺正氣氏教示のごとく、別人の可能性が強いことをのべた。
- ②山田新一郎氏資料は、新発見である。同氏は知名の士であるが、さすがに旧秋月藩出身の人士だけあって、大正5年（1916）という比較的早い時機に、考古学の分野にも興味を示していたことは、同氏を知る上にも貴重である。朝倉地方に限定すれば、先達中山平次郎、坂本真鉄氏などよりも早いことを指摘した。

執筆に際して、井上 忠・筑紫 豊・田辺正彦・斎藤 畫・板橋旺爾・宮本 駿・中村十生氏をはじめ九大考古学研究室各位の教示と指導を得、福岡市立歴史資料館長石橋博氏、後藤直氏の御高配を得た。深謝申し上げる。

山田新一郎氏資料については、田辺正彦・井上 忠・筑紫 豊氏と相談の結果、山田氏ゆかりの地である秋月郷土館に寄贈した。

註1 三島 格「館藏本・豊前筑前其他出土考古品図譜解題」福岡市立歴史資料館研究報告3 1979年福岡。

註2 ①小川敬養「豊前国田川郡松吉村横穴探求記」東京人類学会雑誌 3-29 明治21年 東京。

②同「豊前国塚穴より出せるガラス製及土製人形の説明」同上誌 3-29。

③同「豊前国仲津郡発見の貝輪」同上誌 5-49 明治23年。

④同「古代芥及繖」同上誌 5-51 明治23年。

⑤同「豊前の貝輪寸法」同上誌 5-53 明治23年。

⑥同「祝部土器ノ腹部ニアル小孔ニ就テ」同上誌 5-54 明治23年。

⑦同「耳のある古墳土器」同上誌 6-64 明治24年。

⑧同「豊前国企救郡藍島の古墳」同上誌 6-66 明治24年。

⑨同「古墳墓発見の長大なる直刀」同上誌 7-68 明治24年。

⑩同「豊前の石斧」同上誌 7-71 明治25年。

⑪同「豊前国企救郡石器時代遺跡」同上誌 8-90 明治26年。

⑫同「豊前国石世遺跡」同上誌 9-96 明治27年。

⑬同「豊前小倉近傍の石劍」同上誌 9-98 明治27年。

⑭同「豊前に産する曲玉の種類」同上誌 10-107 明治28年。

⑮同「輪形の耳ある古墳土器」同上誌 10-113 明治28年。

註3 中山平次郎「太刀洗飛行場発見の石劍 附 大川附近出土の磨製石鐵に就て」考古学雑誌 11-7 大正10年 東京。

註4 坂本真鉄「朝倉通信①」考古学雑誌 16-5 大正15年 東京。

註5 「筑紫史談」1 P.100 大正3年 福岡。昭和44年覆刻。

註6 山田新一郎「福岡易體遺聞」上 筑紫史談11 大正5年 福岡。

山田「福岡易體遺聞」下 同上註12 大正6年 福岡。

註7 「山田新一郎・山田テヨ追想錄」私家版。①山田氏は、元治元年(1864)生れ昭和21年没。②本巻 福岡県朝倉郡三輪町赤永1275(現田辺氏宅)。③雅号を鉄崖という。

大正九年  
十一月  
山田新一郎

福岡縣朝倉郡三輪木之光作  
馬鹿金

馬鹿金



圖 1. 山田新一郎資料 (一) 1916年

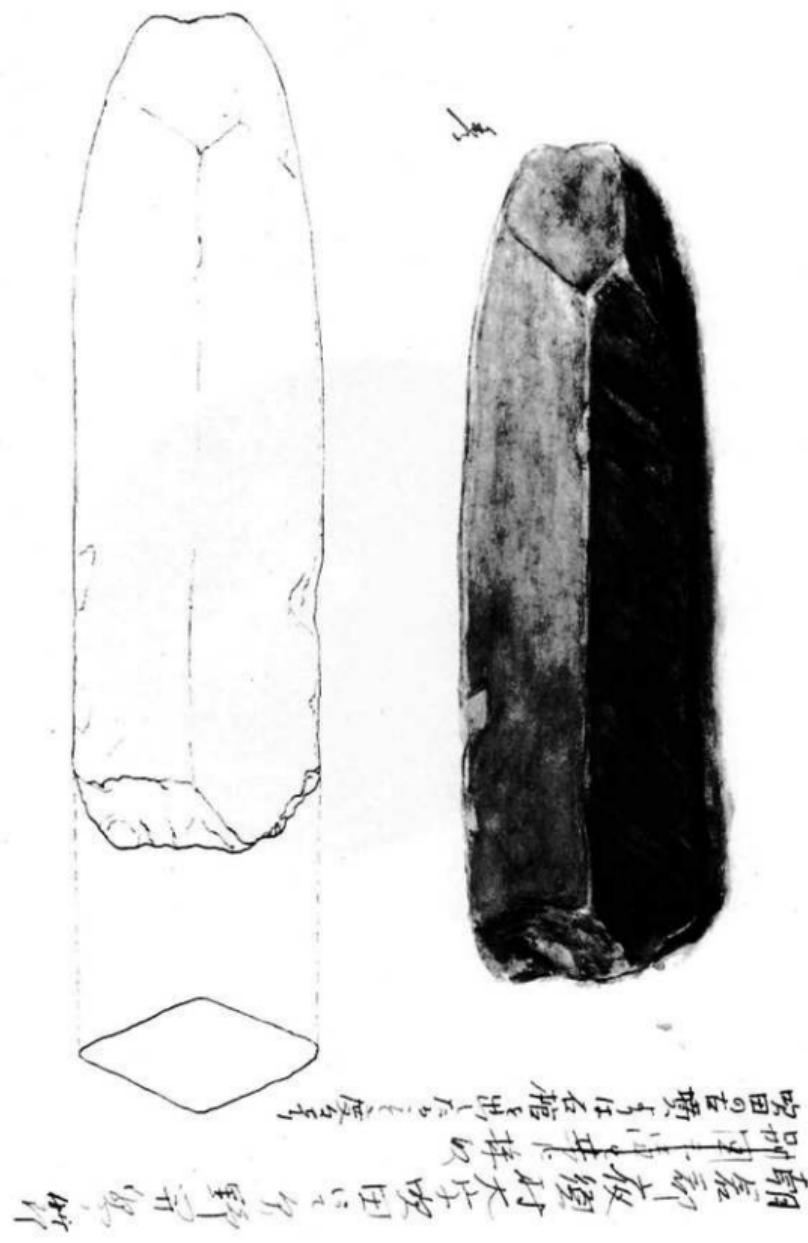
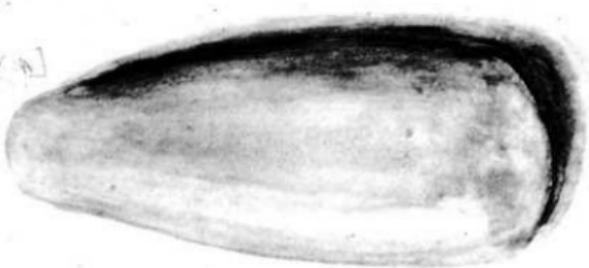
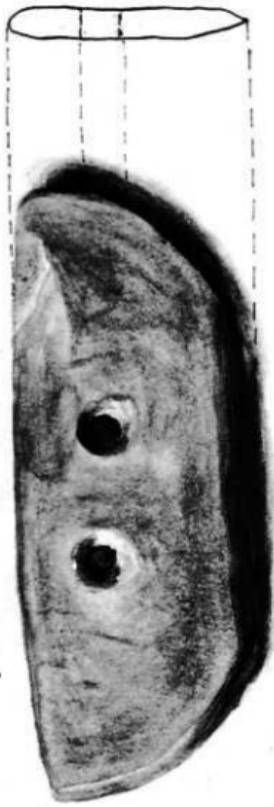


図3. 山田新一郎資料(三) 1916年



此島(江福島)の海岸に於ける木片が、潮池の側の実測  
平地より出づ(此處は大らか海岸)

日本刀 銘文解説



此三品  
御内裏御内  
此後大主城  
御内裏御内



此後大主城  
御内裏御内  
此後大主城  
御内裏御内

此後大主城

此後大主城

刀庖石碧

此後大主城

福岡市立歴史資料館研究報告 第4集

1980年3月

# 人面付銅戈

—人面と鋳かけ—

後藤直

## まえがき

内に入面を陽鋲した銅戈はこれまで2口しられている。いずれも当館蔵資料である。

1口は1963年7月に福岡市西区（当時は早良町）西入部白塔で、6月末の豪雨による土砂流出のあとから発見された。遺構・伴出遺物の有無等は明らかでない（森・橋口1968）。この銅戈は1974年に発見者から当館に寄贈された（受入番号P74-3、以下1号戈とよぶ）。

別の1口は1978年度に当館が購入したものである（受入番号B78-13、2号戈とよぶ）。これは福岡県内出土というだけで、発見年、出土遺構、伴出遺物の有無等一切不明である。

本稿では2号銅戈の紹介をかねて、関連する問題の若干にふれてみたい。

### 1 人面付銅戈 2号（第1図、PL. I）

2号戈は鋒左右と内に若干の欠失部があり、援側縁に細かな欠損が認められるが、大きさと形態を知るに不足はない。人面を鋲出した面をA面、その反対面をB面とする。

全長40.9cm、幅は鋒頂より9cm前後のところが最大で8.3cm、鋒頂より29cm前後のところが最小で5.6cmを計る。胡は長さ13.4cm、最大幅1.55cm、援となす角度は96.5°である。内は幅2.9cm、中軸線上での長さ3.2cm。

柄は両面とも先端で左右が合わさる。鋒頂から柄先端までの長さは、A面が18.1cm、B面が17.3cmである。柄基部の穿は、A面左側が本来の形状をとどめ、右側は若干失われている。

背は断面長楕円形で鏽はない。背の両側縁は先端と基部を除いてほぼ平行し、幅はA面で1.5cm、B面で1.4cmほどである。鋒中央に鏽が通るが、鋒が幅広く薄いために不明瞭である。鋒部は、A面みて右が上に左が下にねじれている。

中軸線上での厚さは、鋒頂部とa-a'断面で2.4%，b-b'断面で2.65%，c-c'断面で4.6%，d-d'断面で5.5%，背が胡に接する部分で5.0%，内が胡に接する部分で3.1%，e-e'断面で1.6%となる。

柄の下部には綾杉文が鋲出されている。A面はきわめて不鮮明で、B面もA面よりやや鮮明といえる程度である。この文様は、銅戈の綾杉文の通例どおり、柄中央の縦線、穿上縁の横線（横線1）とその少し上の横線（横線2）および縦線から魚骨状に出る平行短斜線などで構成される。B面における横線1は右側にのみみられ、左側は穿により欠けている。横線2は左右ともに認められる。一般に、横線1と2とは胡に平行しかつ左右の縁が一直線をなす。しかし本戈B面においては、左側の横線2は胡に平行するが、右側の互に平行する横線1・2（間隔は約6.7%）は、左が下り右が上って胡に平行しない。また左側の横線2を延長すると右側横線2と縦線の交点を通る。A面は左右とも、胡に平行する横線1がかすかに認められ、横線2は左端にごくわずかみえるにすぎない。

短斜線も十分には判別しがたい。B面右側の縦線左側では、横線2の下に2本、横線2と交わるもの2本、その上に9本、計13本がかろうじて識別できる。

胡の横断面は、両縁がゆるい弧をなし、外側(内の側)の中央には鉄型のあわせめが一直線にとおる。甲張りはほとんどなかららしく、それを削り落した痕跡はない。あわせめから両側縁までの幅は、A面側がB面側より1%ほど長い。またあわせめをみると、鉄型をあわせるとき、A面が鋒頂側へ、B面が内の方にずれていたことがわかる。このずれは1%前後である。

内のA面左側縁は幅約2%，断面半円形の凸線で縁どりする。右側縁は、胡との接点から断面三角形に近い細い凸線が少し出ているだけで、それ以下はこの凸線を削りとったかのように、研ぎ痕が側縁全体に認められる。端部は両面から厚さを減じ、とがり気味になる。なお、左隅の欠失は、鋳造後の折損ではなく、鋳造の欠陥によるものであろう。

B面は左側縁に縁どりがあったらしいが、ごく一部しか残っていない。右側ではない。B面には、幅2%前後の低い凸線で、向いあう半円文が陽模されている。いずれも内の端部の角からはじまり、内と胡の接点近くで終る。左側の半円は現存径2.7cm、幅約0.85cm、右側の半円はそれぞれ2.4cm、1.2cmで、両者の間隔は約6%である(第3図2、PL. II-3)。

表面全体が錆びており、A面よりB面が著しい。全面淡緑色をおび、A面はやや濃く、B面は強い淡緑色である。とくにB面は全面粉を吹いたようになっていて、またB面鋒部には太く浅い溝状の傷が2本あり、内部の赤味をおびた銅質のあらわれた新しい傷もある。

A面にはそのような傷はほとんどないかわりに、鋒部に広く暗褐色をおびた部分がある。この部分にはやや輪郭の明瞭な部分があって、本戈鋒先端側縁の曲線に近い。

胡と内を除く両面には針先でついたような小孔=巣がみえる。B面ではほぼ全面に散在し、数も多いが、A面には少なく縁辺部にみられる。

A面援左側には、胡と平行する磨き痕が認められる。その他の部分には、表面錆化のためほとんど認められない。

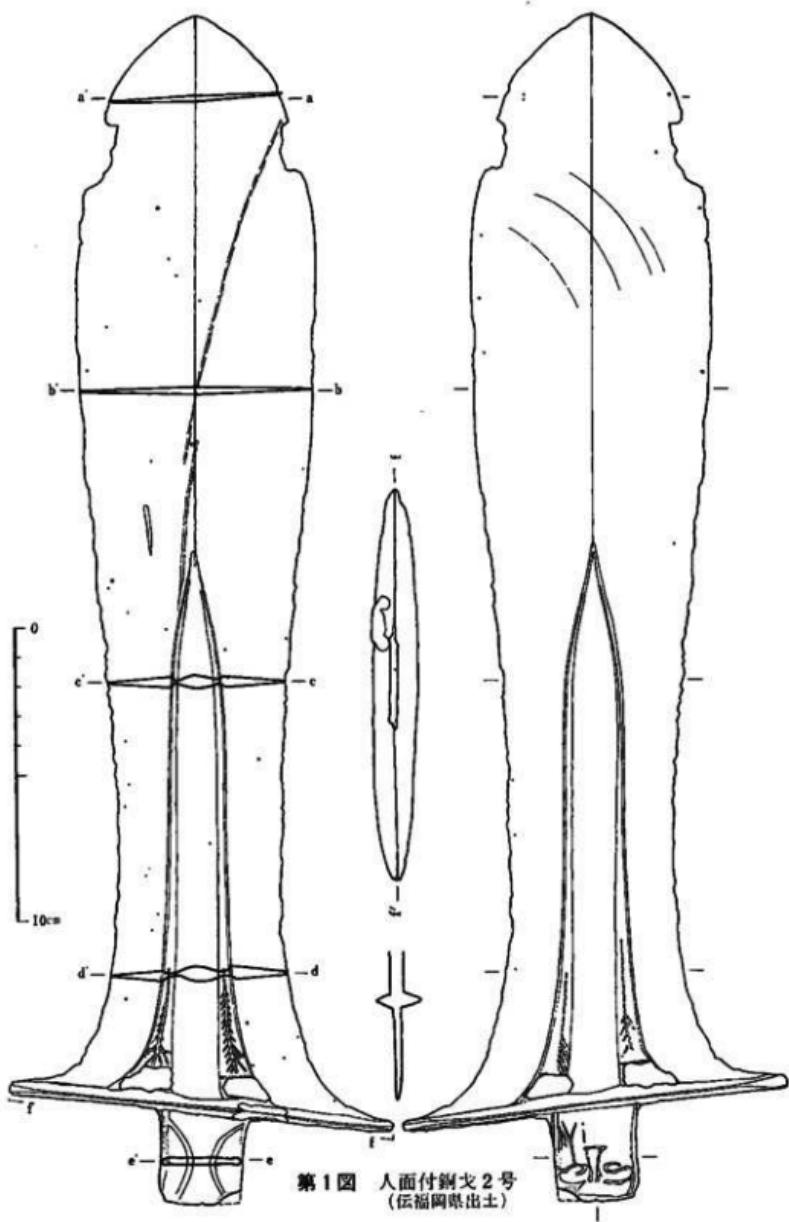
2号銅戈を特徴づけるのは、内A面に鋳出された人面と、胡B面に施された封かけである。これについては後述する。

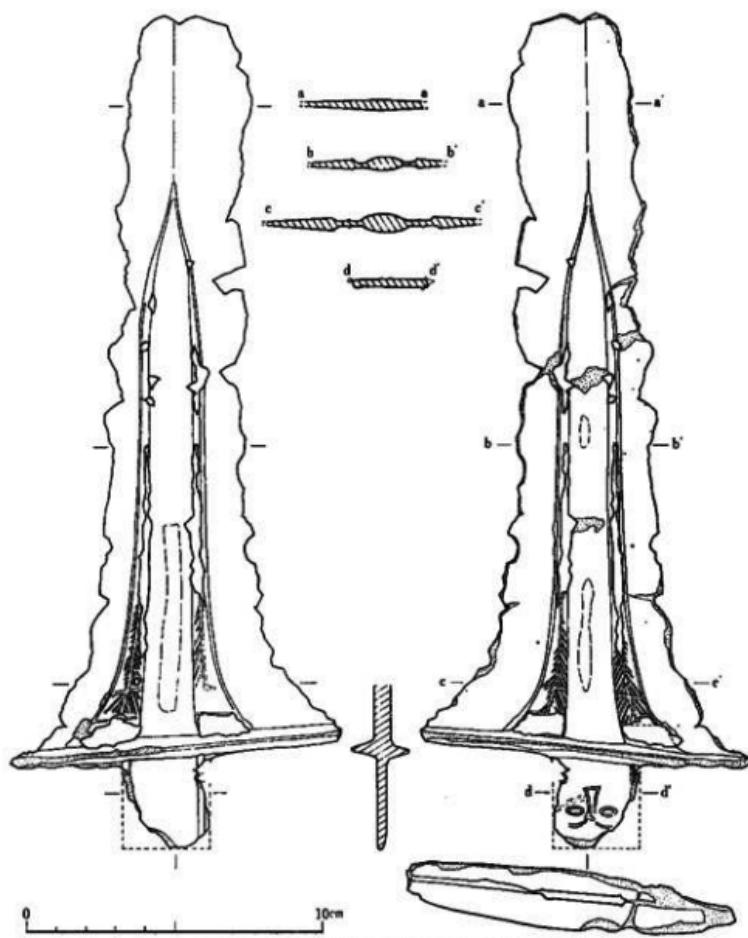
## 2 人面付銅戈 I号(第2図)

1号銅戈はすでに報告されているが、2号戈との比較のために再度観察してみよう。人面の鋳出された側をA面、その反対側をB面とする。

本戈は欠失部が多く、本来の側縁はほとんど失われている。現存長28.1cmで、胡は現存幅11.25cm、援となす角度は95.5°、内は幅2.8~2.9cm、中軸線上での長さ約3cmである。

柄は先端であわさり、ここから内端までの長さはA面で22.1cm、B面で22.4cmを計る。柄基部の穿は、A面左側がもとの形をとどめるが、右側は縁辺が半分ほど欠失している。





第2図 人面付銅戈 1号 (福岡市西区白塔出土)



第3図 人面と文様拓本 (1/1) 1:1号戈, 2:2号戈

背は断面長楕円形で縞はない。背中央部の側縁はほぼ平行し、幅はA面が1.3~1.4cm、B面で1.4~1.5cmで、B面の方が少し広い。鋒中央の縞はそれほどはっきりしていない。

中軸線上での厚さは、残存鋒端部で3.0%，a-a'断面で3.4%，b-b'断面で4.45%，c-c'断面で5.6%，背が胡に接する部分で5.3%，内が胡に接する部分で2.9%，d-d'断面で2.95%，内端部で2.75%である。

縦に施された綾杉文は2号戈より鮮明である。A面の横線2は胡と平行の一直線をなし、横線1も同様である。横線1・2の間隔は8.8%。右側の文様の短斜線は15本ほど認められ、縦線の左側では横線2の下側に5本、横線2に交わるもののが2本ある。左側の文様は、縦線の左側は不鮮明だが、右側の短斜線は、横線2の下に5本、横線2と交わって2本、その上に8本が認められる。B面の右側綾杉文下部は湯まわりが悪いためか全体にもりあがるだけで文様は鉄出されておらず、横線もはっきりしない。かすかなもりあがりからみると、横線2は胡に平行せず、中軸線に直交するように見える。左側の横線1と2は間隔9.0%で胡にはほぼ平行するが、横線2は左方へやや下り気味である。短斜線は横線2の上にこれと交わるものも含め16本、横線2の下右側に5本を認める。

胡の両端は失われ、縦断面最大幅は約2cmである。胡の外側中央に鉄型のあわせめがある。大きな甲張りがあったらしく、A面を上にして左方にはこれを削り落してととのえた痕が幅2~3%にわたってみられ、ほぼ縦の研磨痕が残る。この部分はあわせめより上（A面側）にあって、A面側に甲張りの生じたことを示している。右方の同じ部分は剥落している。あわせめから両側縁までの幅はA面側が0.9cm、B面側が1.1cmである。また胡の断面をみると、鉄型をあわせるとき、A面側が内端部方向へ、B面側が鋒方向へ互にずれ、このずれが約1%ほどあったことがわかる。

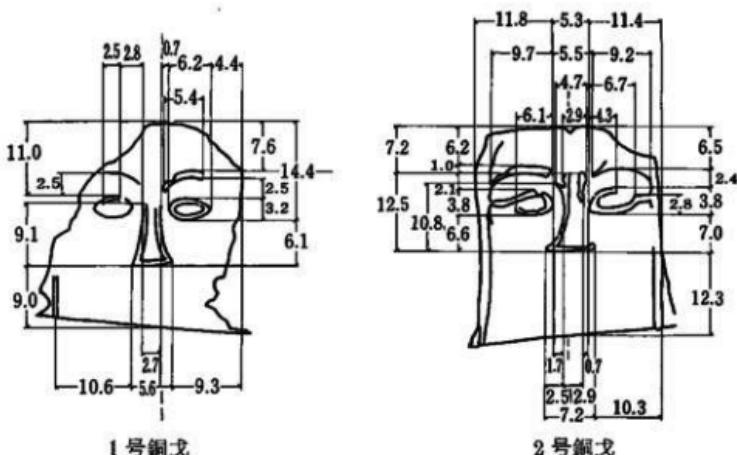
内の縁辺はほとんど失われている。A面は、右側縁を細い凸線で縁どりする。左側ではなく、胡に近いところに小さな抉り込みがある。両面から穿孔した孔か、側縁からの抉りかは明らかでない<sup>(1)</sup>。A面の人面については後述する。B面は右側縁を幅約2.5%の太い凸線で縁どりする。上の抉り込みはこの凸線上にくるが、その周囲には凸線はない。左側縁には細い凸線の縁どりがある。

表面の銹化は著しくないが、現状はきわめてろく、いくつかの破片に割れている。折損面は白っぽい淡緑色をおび、銹化が著しい。新しい折損面をみると、表面側の厚さ0.4%ほどは淡緑色に銹化しており、その内部に赤味をおびた褐色の鋼質が見える。

援には胡と平行する研ぎ痕が両面に認められる。鋒部の研ぎ痕の方向は、縞の右側は左上から右下へ、左側は右上から左下へ、それぞれ縞に対して約85°の角度をなす。

両面の背下部とA面の背中央には、中軸線に直行する研ぎ痕がある。

巣はきわめて少く、A面の援に若干存在するにすぎない。



第4図 人面の計測 (単位ミリメートル, 細破線は中軸線)

1号戈は縁辺の欠失が甚しく、先の報告では、全長40cm、胡の長さ13.5cm、鋒部幅5.2~6.5cmと推定している(森・橋口1968)。全長と胡の長さの推定値は2号戈とほぼ等しい。内 の長さ・幅もほぼ一致する。1号戈は2号戈とほぼ同じ大きさで、形状も近いとみれば、幅は上の推定値より広くなるかもしれない。いずれも中広銅戈である。

### 3 人 面 (P.L. II-1・2)

上記2口の銅戈の内に彫飾された人面は、幅1%前後の鈍い凸線で眉・目・鼻を表現し、口はあらわしていない。いずれも内の端部側が頭になるように配置される(第3図)。よく似た表現であるが、細かにみれば差が認められる。以下胡を下にしてみた状態で記述する。比較のために人面各部分の大きさを図示する<sup>(1)</sup>(第4図)。

#### 1号戈人面

左眉は湯まりが不十分なためか、かすかにもりあがるだけで、右眉は右端が徐々に消えている。左目も铸造上の欠陥と剥落のため上縁の一部のみ残る。鼻はほぼ左右相称で、下部が左右に張り出す。右眉左端と鼻右側縁線上端の間は剥落しているが、両者はひとつながりで、眉と鼻は一本の線で表わされていたと思われる。目は、目尻がややとがるが長椭円形で表現する。

#### 2号戈人面

右眉上縁はかすかに残り、左目上縁は湯がよくまわらなかつたため、中途で切れている。鼻の右側縁の線は、铸造の欠陥か湯まりが悪かったためにあらわれていない。鼻は左右相称とみられるが、左側下部の張り出しが大きいようだ。左側縁線上部は二又にわかれて、左側は左

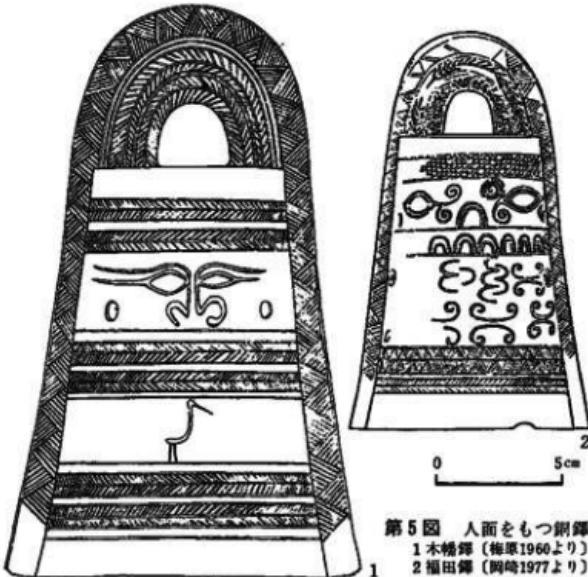
眉につながるを考えられる。その間は現在剥落している。右側も同様にわかれて右眉につながるだろう。鼻の側縁線からわかれて弧をえがく眉の両端は内の側縁凸線につながる。

右目は上縁中央にはじまり目頭から下縁へつづき、目尻で水平になって内の側縁凸線につながる。左目は下縁にはじまり上縁をへて側縁線（鋳造後に削られてほとんど認められない）につづく。両目の形は $180^{\circ}$ 回転させれば同じになる。この目の表現方法は1号戈人面との最大のちがいである。これら人面には口の表現がなく、もともと口をあらわす意図はなかったと判断できる。

人面の大きさは全体も各部分も2号戈の方が大きい。人面を表わす凸線は、1号戈はややはっきりしているが、2号戈は扁平で輪郭不鮮明である。

人面の類例を弥生時代の遺品の中に求めれば、まず外縁付鉗式横蒂文銅鐸のうち中国地方出土の4例をあげねばならない。島根県（出雲國）出土と推定される木幡氏所蔵品（梅原1960）、広島県福田木の宗山出土品・島根県（伯耆國）出土と伝える辰馬考古資料館所蔵品（旧山川七左衛門蔵）・宝曆年間岡山市足守上足守出土と伝える東京国立博物館所蔵品（以上梅原1927）である（第5図）。これらは福田型銅鐸とよばれ、中国地方製作の可能性が高い（佐原1960：100）。

眉・目・鼻を表現するのは木幡鐸のみで、足守鐸と福田鐸は目の間に半円形の線で鼻を示し眉はない。辰馬鐸の人面表現はすでに退化し崩れ去っている。木幡鐸の眉と目頭は鼻の線につ



第5図 人面をもつ銅鐸  
1 木幡鐸（梅原1960より）  
2 福田鐸（岡崎1977より）



第6図 分銅形土製品

1・4 岡山県用木山〔東1977より〕、2 愛媛県祇谷〔近藤・柴村1957より〕、  
3 岡山県新邸〔東1971より〕、5 岡山県上東〔東1971より〕

づき、鼻下部はまるくふくらむ。目尻からは三輝とも横線が派出し、足守輝・福田輝では鱗に到る。福田輝の片面の目頭からはそれぞれ2個の渦巻文が出ている。

木幡輝の入面下段と辰馬輝の片面上段には水鳥が浮文風に鋳出されている。木幡輝の横帯間に人面・鳥以外の文様はないが、他の三輝には厥手文や半円形の重弧文がある。

人面の表現は、木幡輝→足守輝→福田輝→辰馬輝へと退化している。

福田輝は山頂の大石のかげから中細形の銅戈・銅劍各1口（その製作地は北部九州であろう）とともに発見され、その埋納ははやくても中期後葉と考えられる。

中国地方には、眉をあらわした土器がある。山口県熊毛郡三丘村天王山遺跡出土の皮袋形注口土器（後期）である〔山口大学1953：71-72〕。胸中央上部に、粘土貼付の凸線で、眉のみを表現する。目・鼻・口はない。またこの遺跡と、同県熊毛町岡山遺跡では、人面を表現した土版が出土している。

次にあげるべきは分銅形土製品である（第6図）〔東1971、1977〕。これは中期中葉から後期後半に製作使用され、岡山県を中心とする瀬戸内沿岸および島根県東部から鳥取県西部に分布する。1977年までに47遺跡 148点が出土している。当初は眉・目・鼻・口を表現するが、次第に変化し、中期中葉の「頭部中央部の眉を表現した顔面構成の文様が、後葉になるとより抽象化・形式化をとげ……顔面の表現はなくなる」〔東1971：18〕。分銅形土製品の大部分は人為的にわられて破片となって出土し、明らかに祭祀品である。出土状態から「分銅形土製品は……おおよそ数棟の住居が結合する小集団によって、保存・使用され……祭祀の対象も家族集団の共同利益にかかる範囲におのずと限定できる」〔東1977：514-515〕といわれる。また女性に

より製作されたと推定される（岡上：515）。

人面をあらわした遺物にはまた、人面土器がある。口縁部に沈線や刺突、粘土のはりつけなどで目・眉・鼻・口・耳をあらわし、ときにあごひげや、目や口のまわりに入墨とみられる文様を施すものがある。京都府森本（中期、水路塚木下）（長岡京発掘調査団1970）、愛知県市場（後期）（名古屋市教育委員会1970）、福井県糞置（佐原1976）、長野県玄与原（庄ノ烟式、土壤墓）（神村1969）、山梨県オザキハラ（中期）（佐原1976）、神奈川県ひる煙（宮ノ合式）（神沢1967）・上台（弥生町式）（板崎・岡1963）、茨城県女方（野沢I式、土壤墓）（田中1944）・海後（野沢I式）（工業1979）・足洗？（中期後半）（亀井1965）、栃木県野沢（野沢I式）（山内1932・杉原1936）・出流原（須和田式、11号墓）（大塚1966）、福島県流ノ森（樹形圓式）（亀井1957）、群馬県笠原（神沢1967）などである。関東地方のこの種の土器は再葬墓に用いられたものである。

顔だけではなく、体まで表現したものとしては、長野県辰越・神奈川県中尾敷・福島県上野尻の土偶形納骨器がある（佐原1976・工業1979）。

中期後半の近畿地方を中心に、働く人間の姿を荒沈線でえがいた土器がみられる。狩り（神奈川県大浦山、三重県上箕田、大阪府西ノ辻）、脱穀（大阪府船橋）、船漕ぎ・高床倉庫に登る（奈良県鹿古）などである。また労働する人間を細い凸線で表わした銅鐸はよくしられている。人像を範囲した銅鐸形土製品も佐賀県神埼町川寄吉原で出土している。

この他にも土偶（岡山県福池田尻）（近藤・高村1957）、岩偶（鹿児島県山ノ口）（河口1972）、木偶（滋賀県大中ノ湖南）（滋賀県教育委員会1968）、デフォルメした人面をえがいた土製円盤（群馬県坂、愛知県貝殻山、長野県刈谷原）などがある（工業1979、神村1969）。

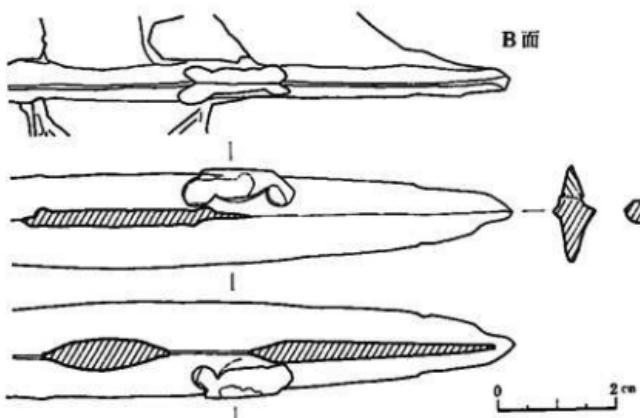
これら人間を表現した器物は祭祀品であり、他のさまざまの祭祀品とともに、当時の広義の宗教意識にもとづく社会的行動を表示するものである。しかし同じ祭祀品といつても、それが用いられる場は少くとも生活・労働・葬送に区分して考えねばならないし、銅鐸と分銅形土製品の間に推測されるように、祭祀の対象とレヴェルの差異に目を向けねばならず、それぞれの地域（その範囲のとり方も個々にことなる）の独自性をも考慮せねばならない。

人面付銅戈も、弥生後期の北部九州で行われた中広銅戈祭祀の一翼を担うものであり、人面を有する点で特有の意義をもっていたかもしれない。それとともに他地域・他時期の人面表現と共に通する意識（たとえば邪視信仰）が根底に存在していたことも予想しうる。

これら祭祀品をとおして、当時の社会的な宗教意識のありようを把握することは容易でなく、有効な仮説の構築と広い民族学的視野が求められるとともに、なによりも出土状態についての注意深い観察が不可欠である（金澤1976、大林1979）。

#### 4 銅かけ (P.L. II-4)

2号戈の胡のB面には銅かけがある（第7図）。中軸線の右約1.2cmのところからはじまる。



第7図 2号人面付銅戈の鉄かけ

内の側を外側、援の側を内側とする。外側では長さ19%，最大幅6%強で、両端にまるい鉄かけの足がかりがある。左側は径4.5~5%，右側は径4.5%弱である。足がかりの間は下弦の弧をえがき、上縁は胡の側縁より少し出る。内面では中軸線から1.3cmのところからはじまり、長さ17%，最大幅5%で、左端の足がかりはまるくない。

鉄かけ部分の断面は三角形で厚さ3.5%，上縁はとがる。色は、銅戈本体と同じ淡緑色をおび、上縁はB面の胡の側縁と同様、やや暗色をおびている。

外側表面はやや凸凹があるが胡と同じ面をなしている。内側表面も同様だが、右端は鉄かけの湯がまわりきらず少しへこんでいる。

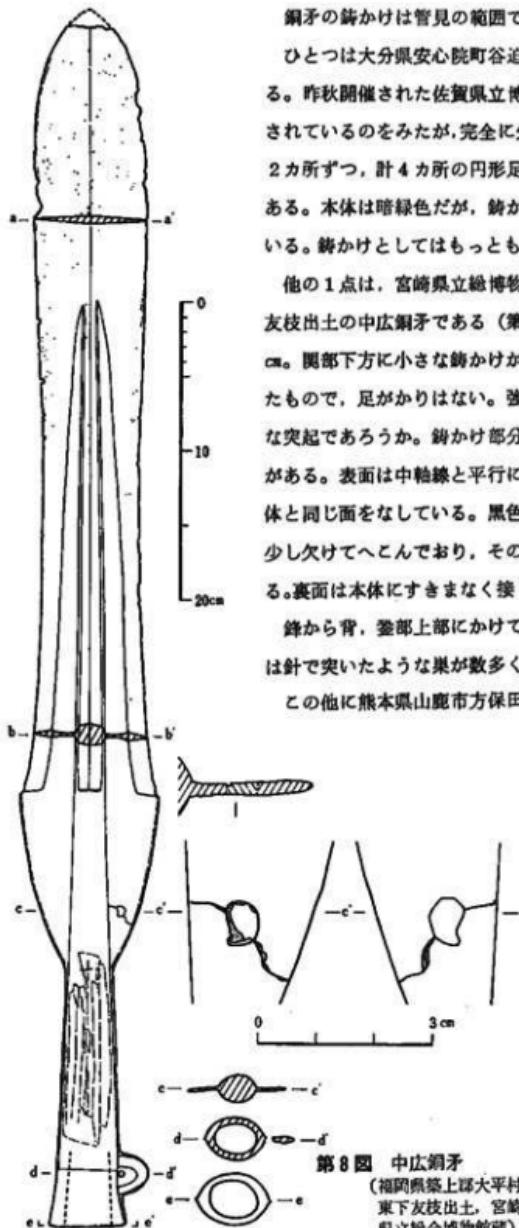
内外面とも横方向の研ぎを施したとみられるが、はっきりしない。外側の左側足がかり部分の下縁は、研ぎが及ばなかったらしく少しふくらんでいる。

湯まわりのわるかった部分を弧状に抉り、その両端におそらく外側から足がかりの抉り込みを設け、鉄かけを施したものである。

銅戈の胡の部分は、鉄かけにおいては狭く深いために湯が十分にまわらぬことがあったとみられ、胡の縁辺がきれいな弧状をなさず、凹凸が生じやすかったであろう。そうした例は銅戈の中にしばしば認められる。しかし、そこに鉄かけを施しているのは本例以外では福岡県春日市小倉新池出土10号銅戈1例だけである（近藤1974）。

この戈は上記2号戈と同じ中広式に属し、長さはほぼ同じく、幅はややせまく、胡は少し長い。鉄かけの場所、方法、大きさいずれも2号人面付戈に等しい。なお鉄かけの反対面の内には半円文2個を陽鉄している。

鉄かけのある銅戈が他にもあるかどうかは今後検してみたい。



第8図 中広銅矛

(福岡県築上郡大平村  
東下友枝出土、宮崎  
県立総合博物館蔵)

銅矛の鉄かけは管見の範囲では2例ある。

ひとつは大分県安心院町谷迫出土中広銅矛7口中の1口である。昨秋開催された佐賀県立博物館の「鏡・玉・剣」展に出品されているのをみたが、完全に失われた鎧部根元を、両面端部に2カ所ずつ、計4カ所の円形足がかりを設けて補強したものである。本体は暗緑色だが、鉄かけ部分は鮮やかな緑色をおびている。鉄かけとしてはもっとも大きく立派(?)なものである。

他の1点は、宮崎県立総博物館蔵の福岡県築上郡大平村東下友枝出土の中広銅矛である(第8図)。推定全長81.7cm、幅7.8cm。関部下方に小さな鉄かけがある。5×7%ほどの孔に施したもので、足がかりはない。強いて求めれば表面左下方の小さな突起であろうか。鉄かけ部分の両側には側縁と背に到るヒビがある。表面は中軸線と平行に、裏面は側縁に平行に研いで、本体と同じ面をなしている。黒色をおびた表面の鉄かけ部周縁は少し欠けてへこんでおり、その周辺の背に近い部分も黒色である。裏面は本体にすきまなく接し、矛本体と同じ緑色をおびる。

峰から背、鎧部上部にかけて丹がうっすらと付着し、峰部には針で突いたような巣が数多く散在する。

この他に熊本県山鹿市方保田東原出土の七脚巴形銅器(三島

1973)の脚2本にも鉄かけが施されている。これも上記佐賀県立博物館の特別展でみた。この巴形銅器は小田富士雄氏分類のII A b式である(小田1974)。脚のひとつの中間に長楕円形の鉄かけがあり(鉄かけ1), この脚から時計通りに数えて2番目の脚縁辺にも鉄かけが施されている(鉄かけ2)。いずれも足がかりになる部分は認められない。鉄かけの範囲は、表面ではせまいが裏面ではより大きく、と

くに鉢かけ 2 のそれは甚しく広い。脚裏面の湯まわりが悪く、予定していた厚さを得られなかつたために、裏面に銅をつぎたしたようである。

九州出土青銅器の鉢かけ例は以上だけではあるまい。九州以外の青銅器については、銅鋸の鉢かけがしられており、また近藤喬一氏は平形銅劍の鉢かけについて論じたことがある（近藤1970）。近藤氏は、當時、平形銅劍と銅鋸にのみ共通して認められていた「半円形の切り込みをつくり、補鉢の際の足がかりとする工夫」（同上：147）が、B II b タイプの平形銅劍と扁平鉢式四区および六区菱形文銅鋸に圧倒的に多いことを指摘し、この技法が大阪湾沿岸を中心とする地域の鋸工人たちによって行われたと推定した。

上にあげた九州出土青銅器の鉢かけには、平形銅劍と同じく、半円形の足がかりを設けて施すものと、単に欠失部に銅を充填するものとがある。いずれも弥生時代後期の所産である。足がかりによる補鉢は、平形銅劍や銅鋸の他に銅戈・銅矛にも存在し、九州から瀬戸内・近畿に広く分布していることが認められるのである。それらは時期的にもほぼ一致する。それぞれの地域の鉢かけ技術相互の関係が今後の問題となるだろう。さらには、弥生育銅器の源流であった朝鮮青銅器における鉢かけの有無も確かめる必要がある。

## 5 鋳型その他

銅戈は 200 数十口発見されている。ほとんどは北部九州に集中し、九州以外での出土はきわめて少ない。大雜把にみてその 4 分の 3 近くを中広形が占め、残りの 3 分の 2 が中細形、3 分の 1 が細形である。広形は大分県雷の 2 点だけらしい（佐賀県立博物館1979）。さらに中広銅戈の 80% 近くは福岡県で出土する。したがって、中広形に属する 2 号人面銅戈の福岡県内出土という伝えは信憑性が高い。

銅戈の鋳型は大阪湾型銅戈以外は北部九州でのみ出土する（次ページ表）。鋳型出土地の付近がその鋳造地とみてよいだろう。中細銅戈鋳型は飯塚・福岡・佐賀で出土し、この範囲内のあちこちで中広銅戈鋳型が発見される。しかし広形銅戈鋳型の出土地は前原町、春日市、福岡市とせばまる。

2 号人面銅戈の内 B 面の半円形文様は、他のいくつかの銅戈にも認められる。その集成によって新しい見通しが得られるかもしれないが、これからの作業である。これまでに発見された中広銅戈鋳型の内の文様は西石動と永岡出土品は凸線 1 本、吉木出土品は無文、他は内の部分を欠く。現状ではこうした文様が特定の場所でつくられたかどうかは判断できない。なお、中細銅戈鋳型の内の文様は、中央に凸線 1 本をもつものだけであり（櫻木）、広形銅戈鋳型では、中央に凸線 1 本（高宮）、凸線 3 本（大南）、凸線 1 本とその左右に鉤状の凸線 1 本ずつ（三雲）、および無文（多田謙）である。製品には、以上の他に綾杉文、同心円文、重弧文、その他の記号（絵画？）状文様（太宰府天満宮神社蔵、熊本県大松山出土品—以上中広形、荻田氏蔵品）などがある（高橋

1925)。

人面付銅戈の製作地は中広銅戈鉄型の出土範囲内といえるだけで、それ以上細いことはわからない。また、人面を銅戈の内に鋳出することが、数多い中広銅戈鉄型出土地（銅戈工人集団）のあちこちで行われたかが問題である。人面付銅戈が2口しかしられていないこと、中広銅戈製作地の多いことからみれば、当時のどの工人集団にとっても人面の鋳出自体に技術的困難はなかったとしても、ひとつの製作地・工人集団において製作されたのではないだろうか。むろん、1・2号人面付銅戈の人面表現の差異から、別の工人集団による製作が考えられなくもない。

こうした点については、銅戈製作のありかた、人面の意味、銅鐸その他の人面との関係の有無等と関連づけて考える必要がある。

最後に出土状態についてふれておこう。人面付銅戈1号は単独でいわば表採されたものである。おそらく土中に単独で埋納されていたのである。2号戈の出土状態は明らかでない。この戈はA面とB面とでは銹化に差があり、B面がより銹化している。A面鋒部には、先にもふ

#### 表 銅 戈 鉄 型

出 土 地	型 式	状 態	文 献
福岡県糸島郡前原町三雲屋敷田	広 形	完	八木1908、高橋1925、水野ら1953
福岡市南区高宮付近？	広 形	残 欠	八木1908、高橋1925、水野ら1953
博多区那珂八幡	中 広	残 欠 両面	水野ら1953
東区伝八田	中 細	完	下條1977
東区多田羅大牟田	広 形	完	岡崎1977
福岡県春日市須須岡本吉村良吉宅	不 明	残 欠 裏に刻	浜田ら1930、京都大学文学部1960
春日市小倉大南	中 広	残 欠	福岡県教育委員会1974
"	広 形	完	
大谷	不 明	残 欠	春日市教育委員会1979
筑紫野市永岡	中 広	残 欠	山野1979
朝倉郡夜須町小田中原前	中 広	残 欠	松本1966
柏原郡吉賀町久保長崎	中 広	残 欠 両面	福岡県教育委員会1973
遠賀郡岡垣町吉木	中 広	完	八木1908、高橋1925
飯塚市立岩燒ノ正	中 細	残 欠	児島・藤田1973、岡崎1977
立岩下ノ方	不 明	残 欠	森1963、岡崎1977
佐賀県神埼郡東背振村西石動	中 広	残 欠 両面	京都大学文学部1960
佐賀市上泉町櫻木	中 細	完	文化財保護委員会1959、岡崎1977
大阪府茨木市東奈良	大阪湾型	残欠3	東奈良遺跡調査会1976

れたように(13ページ), 緑色の銅がうすく, 暗い銅色に近い部分があって, その輪郭が銅戈鉄部縁辺に近い曲線をなすところがある。ここから, B面を外にしA面に他の銅戈を密着させて埋納していたことも考えられるが, 確実ではない。この戈も, 他の中広銅戈と同じように単独あるいは他の銅戈とともに埋納されていたことは認めてよいだろう。

2号戈については近藤喬一, 下條信行, 柳田康男, 高倉洋影の諸氏から種々観察結果をお聞きした。本稿を草するにあたり参考にできたことを感謝する。友枝出土銅矛の実測では宮崎県立総合博物館の面高哲郎氏をわざらわし, 同博物館からは実測図掲載の許可を得た。謝意を表する。(1980. 1. 20)

#### 註

- (1)福岡市住吉神社所蔵中細銅戈には, 内の両側縁に抉りを入れたもの1口, 片側に抉りを入れたもの1口, 内に鋳造後の穿孔をしたもの1口がある。小倉新池出土の銅かけのある中広銅戈は, 内の端部中央をU字形に抉る。
- (2)1/20%のノキズで数回計り, 相互に矛盾しない値をとった。

#### 文 獻

- 東 潮 1971 分銅形土製品の研究(I) 古代吉備第7集  
 ——— 1977 東高月遺跡群出土の分銅形土製品 用木山遺跡  
 梅原末治 1927 銅鐸の研究 大岡山書店  
 ——— 1960 新出土の銅鐸の鉢型其他 古代学研究 第25号  
 大塚初重 1966 栃木県出流原遺跡出土の顔面付土器 考古学雑誌52-2  
 大林太良 1979 原始の美と呪術 国説古代日本の歴史 小学館  
 岡崎 敬 1977 青銅器とその鉢型 立岩遺跡 河出書房新社  
 小田富士雄 1974 日本で生まれた青銅器 古代史発掘5 講談社  
 春日市教育委員会 1979 大谷遺跡 春日市文化財調査報告書第5集  
 金岡 慎 1976 弥生時代の宗教 宗教研究 226  
 神村 透 1969 中部山岳地帯 新版考古学講座4 雄山閣  
 亀井正道 1957 人面土器の新例 考古学雑誌43-1  
 ——— 1965 茨城県出土の人面兩土器について 考古学雑誌51-2  
 河口真徳 1972 南九州古代文化の展開 肥兒県教育委員会  
 神沢勇一 1967 神奈川県・ひる畠遺跡出土の人面土器 考古学集刊3-3  
 京都大学文学部 1960 京都大学文学部博物館 考古学資料目録 第1部  
 工業普通 1979 弥生土器 日本の原始美術3 至文堂  
 児島隆人・藤田 等 1973 嘉穂地方史 先史編  
 近藤喬一 1970 平形銅劍と銅鐸の関係について 古代学研究 17卷3号  
 ——— 1974 青銅器の製作技術 古代史発掘3 講談社  
 近藤義郎・高村謙夫 1957 弥生土偶について 私たちの考古学 13  
 ———・柴村敬二郎 1967 分銅形土製品の新資料 私たちの考古学 14  
 佐賀県立博物館 1979 古代九州の遺宝 鏡・玉・劍

- 坂詰秀一・岡 俊彦 1963 弥生後期の人面土器について 考古学雑誌48-1  
佐原 真 1960 銅鐸の鋳造 世界考古学大系 第2巻 平凡社  
—— 1976 弥生土器 日本の美術 伝125 亜文堂  
滋賀県教育委員会 1968 大中の湖南遺跡  
下條信行 1977 考古学・柏原平野 福岡市立歴史資料館研究報告1  
杉原莊介 1936 下野・野沢遺跡及び陸前・耕形圓貝塚出土の弥生式土器の位置に就いて 考古学7-8  
高橋健自 1925 銅鉢銅劍の研究 精堂  
辰馬考古資料館 1978 銅鐸  
田中國男 1944 弥生式羅文式接触文化の研究 (1962再版)  
長岡京発掘調査団 1970 森木遺跡発掘調査概報  
名古屋市教育委員会 1970 名古屋の史跡と文化財  
浜田耕作ら 1930 筑前須恵史前遺跡の研究 京都帝国大学文学部考古学研究報告11  
東奈良遺跡調査会 1976 東奈良  
福岡県教育委員会 1973 福岡バイパス関係埋蔵文化財調査報告  
—— 1974 大南遺跡 教育福岡 1974-11-12  
文化財保護委員会 1959 埋蔵文化財要覧 2  
松本薰明 1966 福岡県夜須町出土の銅戈鉗范 考古学雑誌52-2  
三島 格 1973 狩の呪力 古代文化25-5  
水野清一ら 1953 対馬 東方考古学叢刊乙種第6冊  
森 貞次郎 1963 福岡県香椎出土の銅鉢鉗范を中心として 考古学集刊2-1  
——・横口達也 1968 白塔発見の人面鉢出銅戈 有田遺跡  
八木英三郎 1908 両筑の古物遺蹟(2) 国学院雑誌14-7  
山口大学島田遺跡調査団 1953 島田川  
山内清男 1932 下野国河内郡国本村野沢の土器 史前学雑誌4-1  
山野洋一 1979 筑紫野市永岡出土銅戈鉗型 地域相研究 7

(追記) 現在、九州歴史資料館で開催中の「青銅の武器」展に展示されている資料の中に、鍛かけを施した中広形銅戈、中広・広形銅矛頭口を見出した。詳細については今後検討してみたい (1980.3. 19)。



人面付銅戈（2号戈）伝福岡県出土（約2世紀）



1 人面（1号戈）福岡市白塔



2 人面（2号戈）伝福岡県



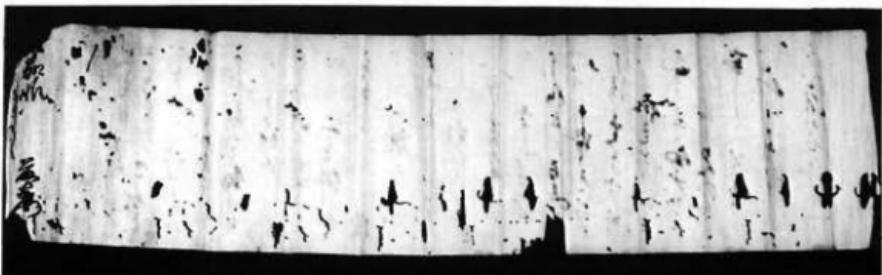
3 内の文様と铸かけ（2号戈）



4 铸かけ（2号戈）



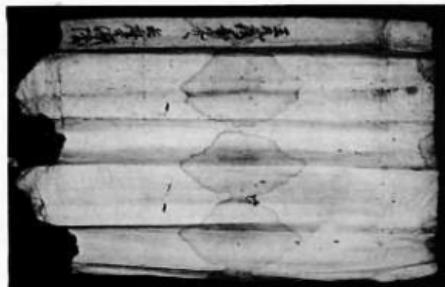
22. 林左衛門書狀 (16.5×67.8) 楷紙



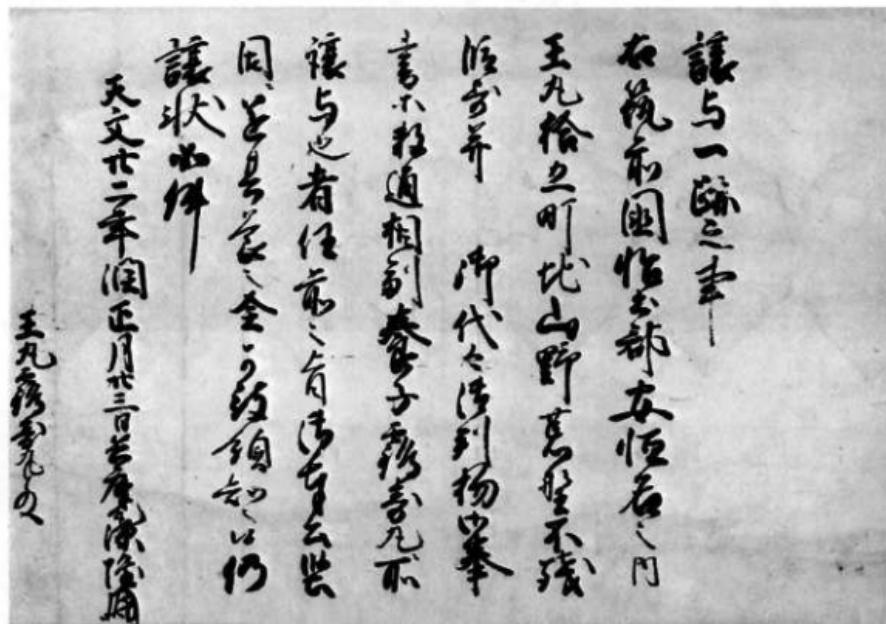
23. 林左衛門書狀裏



24. 林樞七則延成申狀 (34.4×49.6) 楷紙



19. 源隆讓狀包紙 (42.2×30.0) 楷紙



20. 源隆讓狀 (29.6×40.9) 楷紙



21. 大内義長家臣連署宛行狀 (27.7×72.5) 楷紙

御判

父物不常奉任矣承  
七年二月十八日凌寒書啟  
裁許。奉天文軍至廬音  
讓。此等之有未盡進  
相續可錄。草之狀辭  
天文十三年三月廿一日

17. 大内義隆安堵状案 (28.6×42.7) 楷紙

漢室守其業



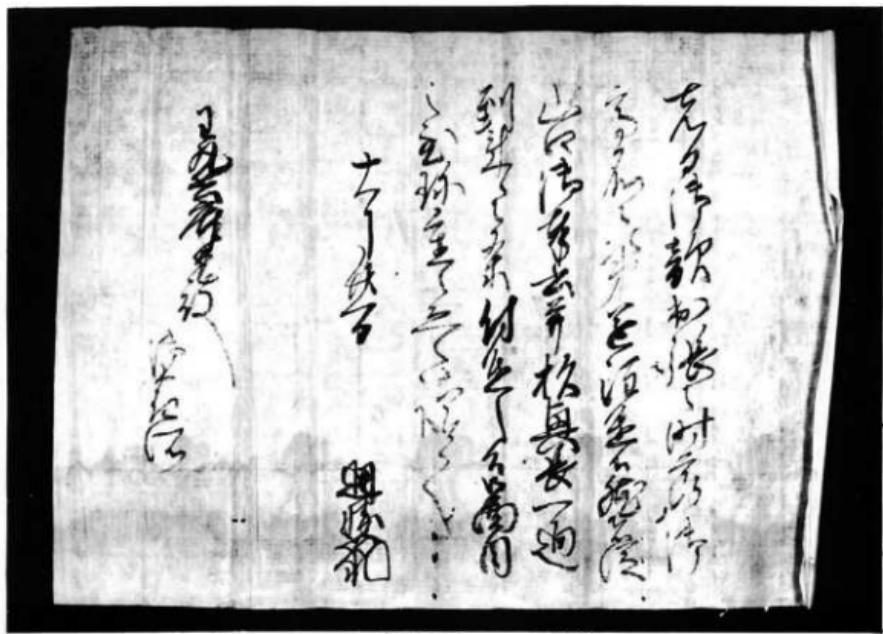
18. 大内義隆安堵状案裏



15. 大神元直打渡状包紙 (31.4×26.5) 褐紙



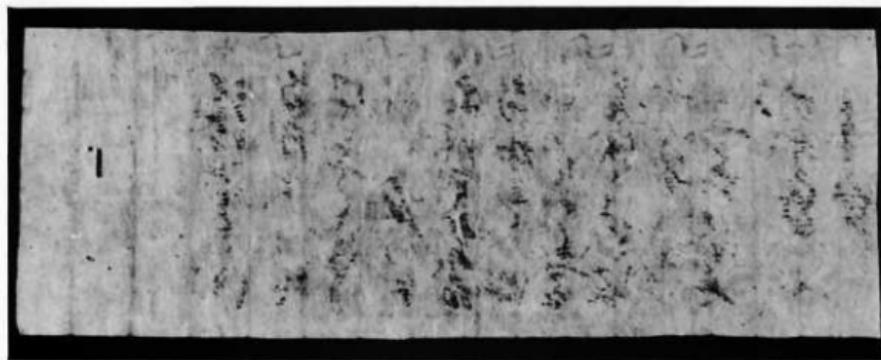
16. 大神元直打渡状 (27.5×40.8) 褐紙



13. 鳥田通勝書状 (28.2×29.3) 楷紙



14. 大神元直打渡状包紙 (38.5×25.5) 楷紙



11. 杉興長書状裏



12. 烏田通勝書状包紙 (33.4×26.3) 楷紙



9. 杉興長書狀包紙 (20.4×13.1) 格紙



10. 杉興長書狀 (13.6×37.8) 格紙



7. 源著盛堵状 (28.8×43.5) 稹紙



8. 順為書狀 (27.8×71.8) 稹紙



5. 预所植別当法眼下知状案表



6. 源著盛安堵状包紙 (31.3×27.0) 楷紙

下 王九名主源之所

可早守不知負今停止方難至事

右王九名者雖為社主本田总喜年

尚然間有深仰年貞之外被停也云

事六下所物今用之未無相違之由

妄申之謬向若不刻墓而存納之者

上更不各以終仍住先祖有限清

年竟不可有物存一狀如件

文永二年九月 日

3. 某下文 (30.3×39.3) 楷紙

の事す。よろづよりの事のあつてから  
きよみやせんまく、れどもくこくへのまく  
じんゆうしりつ、まつせでうしゆうふる  
るもとすのアリスーとほんま  
ちよきよとよきをそぞりしのこじく  
それ名えちよいのひらんゆうれ  
じよくうくにれて、へしやくめ  
内音外音もくろす(き)、下にがう  
のれうけ

承 仁 戊 年 八 月 十 日

うつりまことのこなび  
古判

清 下 松 通 い 判 九

4. 預所権別當法眼下知状案 (27.2×31.3) 麦紙

下

王九弟

過

可早令耕作。渴牛何不育米。  
石牛光四祇。得吉光四吉。甚好。  
久矣。以令勤農。朝北味之。及  
口方能入。亦。貽訓。可并滿量斗。  
伍中代。而。吾。奉。也。也。

之。歷。二。年。三。月。四。

1. 某下文 (38.5×42.5) 格紙



2. 某下文包紙 (36.4×25.3) 格紙



1. 王丸部落風景 背後は王丸山



2. 立山部落風景



専門となる（「怡土庄史料」六六号）。生産力上の問題を全く捨象する點にはいかないようと思われる。

(27) 同氏「一〇一三世紀の農業労働と村落——荒田打ちを中心として——」（大阪歴史学会編『中世社会の成立と展開』所収）。

(28) 出雲國加賀庄持田村に關する次の史料が参考となる（『鎌倉遺文』四九四一号。但し、ここでは石井 道氏「日本中世國家史の研究」三三七頁によった）。

□ 持田村 司政家ヨリ免だゆき由申

可早存知勤農名々事

一 於本名等免免免免免免者、所當公事之間、不及改沙汰事也

一 浮免者、例田者所當一色五斗内かづ木五斗三分目、一色四斗五升代内かづ木五升、停止万禁事、為起耕田、可弁所當也、右、当村百姓等、依有申貢、□去年定使□三斗五升代之起耕田、而浮名等猶公事難堪之由云々、然者、今年許者、如彼斗代可免済之状如何、但相好公事名観者、可任其意、仍在此之旨、可弁所當、故以下、

嘉祐式年三月 日 公文信  
地頭右馬允平至書  
預所抄亦在

これは「勤農」關係の史料としては周知の史料である。この下文が勤農のやりなおしを求める百姓等の訴えに対して下されたものである事は明らかである。その結果、本名に対しては「不及改沙汰」としながらも、「浮名」「浮免」に対しても「猶公事難堪」とする百姓の主張を認めて、万禁事を免除している。この下文の日付けが「三月日」となっているのも、こうした百姓の訴えに対してなされた應時の措置であった故である。

(29) 「勤農」が再開免を意味する史料として、建仁元年七月廿日地頭某旗状（『鎌倉遺文』二三四号）がある。猶、この史料については戸田芳実氏「在地領主制の形成過程」（同氏著『日本領主制成立史の研究』所収）に詳しい分析がある。

(30) 今井林太郎氏「中世に於ける開墾」（社会経済史学人一九）

(31) 収納の期間は、例えば備後國大田庄の場合「当庄収納者、自九月至一月下旬也」（『大日本古文書』高野山文書）又続宝簡集一〇〇、一七三三号）とあり、又紀伊国木本庄の場合「彼庄ハ二月上旬農業沙汰を仕候、今月之内官物沙汰ハ仕候」（『平安遺文』補遺三〇号）とある。

「今月之内」とは一月のことである。庄園、地域により多少のちがいはあったと考えられるが、収納は九月から翌年の一、二月頃まで約半年をかけておこなわれた。

(32) 「怡土庄史料」二七号。

(33) 「怡土庄史料」七八号。

(34) 「怡土庄史料」二八一五一号。猶、この事は福岡市教育委員会より近く出される予定の「大慈王院文書」の解説において触れておいた。

(15) 直接経営の規模は不明であるが、中村氏の場合が参考となる。正安四年一月日の中村続譜状（怡土庄史料六四号）によると、大國廿三里廿四坪に「三反大割畠」とあるが、その内訳は、屋敷一反二四〇歩、島一六〇歩、林一一〇歩、作田一八〇歩である。（怡土庄史料）六六号。屋敷、島、田、林が一体となった経営体を思われるが、その規模はさして大きはない。

(17)

正応三年七月十三日蒙古合戦勲功賞配分状（怡土庄史料五六号）

によると、末水名は「國廿五里五坪、同九坪を含んでいた。これは条

里復原圖によれば、(注)(ア)参照、現在の丸山北部に位置している。

(18) 黒田俊雄氏は、村落共同体と在地領主との関係について、鋭い分析

を加えられ、「村落共同体の中世的特質」、同氏著「日本中世封建制論」所収、その中で特に村落共同体のもの政治的機能に注目され、

「村落共同体の形成的具体的な行動の組い手として在地領主が登場せざるをえない」という事情が、村落共同体の形成に政治的性質をもたせる」とされている。王丸氏は「在地領主」といってよいが疑問が残る

が(私自身は「村落領主」であると考えている)、後述する王丸名の再開発の問題を含んで、村落の政治的行動の中心は王丸氏である。

(19) 「鎌倉遺文」では、この被説を厚生藤原頼經に比定しているが(四七四五号)、明らかに花押が異なる。

(20) 「怡土庄史料」一五号。

(21) 「公界」「公平」「公益」等の歴史的語句は、当時の「公」意識の在り方を示すものとして近年注目されている。曾見の範囲では「公益」に關する事論は見当らないようであるが、例えば、次に掲げる沙彌佛念願状(鎌倉遺文三三五三号)は、「公益」について考える場合、興味ある史料である。

(24)

「怡土庄史料」六五・六六号。

(25)

正木氏注(4)鎌文参照。

(26) 正木氏は、在地領主層の強さのあらわれであるとされている(注(4)鎌文)。ただ中村氏の場合、二斗代と五升代という斗代であるにもかかわらず、かなり多量の常税・川成等が発生している(「怡土庄史料」六四・六五・六六号)。又、佃三〇歩に対してもてられた所當米が九斗五升八合三石であり、佃の場合は一石一斗四升九合九

右、件職者、前、弁済使等或姫公、或捨去庄居之間、以奉公公、之人、蒙補任、令相傳領掌者先例也、仍任讓狀之旨、蒙上真、令勤仕庄園兩方之公、可永領掌之狀如件  
元仁風年三月七日

沙彌(花押)

「公益」が弁済使職を補任する立場にある者、換言すれば庄園領主・国衙等を意味している事はあきらかであろう。

(22) これは検注の在り方や、その結果作製される土地合帳の記載形式とも關係があり、今後その方面からも検討が必要であろう。なお、関口恒雄氏は「中世前期の民衆と村落」(『新編日本歴史』中世、一九七五年刊)において、古作についての論證を別稿で行つとして、その要旨のみを述べられているが、残念ながら氏の羽稿を読む機会を得なかつた。

(23) 耕地の荒廃化を、ともすれば生産力の低さや苛酷な自然条件に結びつけて考えがちであるが、それだけでなく耕地の荒廃化そのものを當時の生産関係の中で発生した現象として正當に位置づける必要がある。その点で関口恒雄氏が「耕地の不安定性そのものは、この時代の技術・生産力水準に規定された自然条件と関連する現象であるが、同時に当時の社会・生産関係と深く結びついていたことを見落すことにはできない」と述べられている(前掲論文)のは的確な発言である。

沙彌佛念願文

兼与為次男藤原義房御領會小河村井済使職事  
(大國大業)

になつて、正応二・三・四年貢未進のかわりとして、友方半分を雪山に引き渡さねばならなかつた。<sup>(5)</sup> 大友氏の怡土庄支配、いかえれば名主層の支配は非常な困難をきわめていたようである。こうした名主層が、どのようにして彼らの階級的利害を追求し、どのような政治的行動をとったのか、そしてどのような運動法則をたどつたのか、今後この地方の歴史を明らかにする上で必要不可欠なことであろう。

王丸文書は、残存状況からいえば、その大部分は戦国時代のものであるが、しかし今は、この地方の戦国時代を論ずる準備も余裕もない。したがつて王丸文書の紹介としては非常な片手落ちになるが、鎌倉時代の王丸名の一部分を明らかにした上で満足せねばならない。

注

- (1) 同氏「文書の散逸と保存——北九州文書展の開催によせて——」  
(北九州市立歴史博物館編「北九州文書展」所収)
- (2) 新城常三・正木喜三郎氏編「筑前國怡土庄史跡」(以下「怡土庄史料」と略す)二二〇号。
- (3) 怡土庄は怡土方と志摩方に大きく二つに分けられている。弘安九年(一二八六)大友頼泰は、柴古合戰勝功賞として、「筑前國怡土庄志摩方三百町惣地頭職」を賜つてている(『怡土庄史料』三七・七八号)。これからすれば、怡土方の方が田数はかなり多かつたであろう。
- (4) 「怡土庄史料」七八号。第、正木喜三郎氏は「筑前國怡土庄について」とする事に疑問が生じる。

——古代末期における——」(竹内理三博士古稀記念会編「緑莊園制と武家社会」所収)において「怡土庄及友方三〇〇町は三五の名で構成されている」とされているが、私が確認したところでは、四二名であった。

(5) 「怡土庄史料」の末尾に名・名主の一覧表がつけられている。

(6) 現地調査の結果による。

(7) 矢島郡の条里については、是經茂、日野尚志、西氏の研究があるが、見る機会を得なかった。ここでは正木喜三郎氏「筑前國怡土庄史料」(東海大学紀要文学部第二十五輯)によつた。

(8) 前掲二論文の外に、「怡土庄の施設法築について——その出自と原形」(東海大学紀要文学部第二十七輯)、「藤原兼盛考——古代末期における一武官系下級貴族の生涯」——(川添昭一氏編「九州中世史研究」第一輯所収)がある。特に本稿は注(4)の氏の論考に多くの点で食うてゐる事を明記しておく。

(9) 広瀬正雄氏所蔵文書、「怡土庄史料」一七号。

(10) 十月三日源著盛安堵状(写真七号)、応永十三年十一月廿九日丁賀・通直連署地地状(兒玉鑑採文書)、天文廿一年四月廿三日源隆謙

状(写真一〇号)。

(11) 改正原田記附書、兒玉鑑採文書所収、「怡土庄史料」二二五号。

(12) 「怡土庄史料」七八号。

(13) 「怡土庄史料」二六号。

(14) 「怡土庄史料」二五号。

(15) ただ弘安四年(一二八一)柴古合戰勝功賞として、田原基直に末永名が配分されている(『怡土庄史料』五六号)。永仁年間においても、頼朝は怡土庄の庄務を掌つており(王丸文書、後編永仁二年八月十日預所権別當法願下知状案)、これらの点からみれば、永永名を預所の給名とする事に疑問が生じる。

の二月上旬から中旬とされている。<sup>(5)</sup> これからすれば、(4)の下文の日付が「三月日」となっているのは少し遅すぎる感がある。既に在地では、荒田打ちを中心とする耕作が開始されていたであろう。想像の域を出ないが、三月にはいつても王丸名田の耕作が開始されないために、急遽莊園領主によってとられた措置であるかも知れない。<sup>(6)</sup>

ともかくもこうした結果、この文慶二年には、王丸名の再開発が行われた。「企勸農、期地味」とは、再開発を行い、熟田化を計る、という程の内容であろう。<sup>(7)</sup> その主体は王丸氏であった。彼がどのよう再開発を進めていったか、具体的な内容は不明であるが、当時の一般的な事例からみると、おそらくは「浪人」を招き寄せ、治水・灌漑施設を整備する事等により行われたものと考えられる。<sup>(8)</sup> 前述したような村落における王丸氏の占める地位はその結果にすぎないであろう。

次に(4)の史料であるが、これは「右、王丸名者……無相違之由」を源安が訴えた事に対して、これまでどおり万難公事の停止を認めたものである。何故に、源安は文永四年にこれらの事をわざわざ訴えねばならなかったのであろうか。おそらくは預所等の庄務に携つてゐる者が、この年になつて王丸名から万難公事を徴収しようとしたからであるう。「九月日」という日付は、秋の収納が開始される月である。<sup>(9)</sup> 既に文慶二年以来三二年が立ち王丸名の耕地の安定化もある程度進んでいた事がその根底にあるであろう。しかし、前掲

文永九年十月廿日の入道無品親王序下文には「令安堵領掌當名、可全御年貢以下公事」とあり、文永九年には既に難公事が負課されていた事がわかる。

### 三

以上、王丸名とその名主としての王丸氏について、ある程度明らかにしてきたつもりであるが、こうした王丸氏の実態が、庄内に数多く存在する他の名主層にどこまで普遍化されうるものであろうか。今はこれを全面的に明らかにする事はできないが、例えば末弘名主職は文永九年前に宗像家忠により買得相伝されており、既に名主職が売買の対象となつていた事を知りうる。名主職が得分権と化しており、加地子名主化していたのであろう。これは王丸名の場合とは多分に性格を異なるように感じられる。

ともあれこうした名主層の動向は怡土庄支配を行う上で無視しえないものである。弘安九年、(一二八六) 蒙古合戰歎功賞として、「筑前國怡土庄志摩方三百町惣地領職」を拜領した大友頼泰は、それ以来二〇年間、名主層が年貢を対押し、公事を抑制して納めないとして嘉元三年(一二〇五)に訴えていた。<sup>(10)</sup> 又、正応四年(一二九一)千如寺造営用途に怡土庄年貢を免てる事が決められ、その実際の調進にあたったのは大友氏である。しかし、大友氏は度々の催促・請文にもかかわらず、調進する事ができず、結局、嘉慶二年(一二三七)

所近辺、不被寄段歩免田、年序久積、爰家住不處之外、唐本大般若經一部有奉讀之事、即所奉安置彼宮也。而無転說之儀者、徒座被無其詮敷、信案之、申請古作田者、有忘公益之恐、自昔御庄荒田是多、以件荒田六町、被宛行十二口僧侶者、耕作之、以長転說之上分、奉祈本家、令致御庄集織之祈請、且非無先跡、円城房代官銀替新建立一堂、申寄免田五町、号誓願寺、所載于懇勸文也、彼古作也、是荒田也、寺社雖異、同可為御祈禱哉矣者、任解狀旨、件荒田六町、早為大般若經免可令宛行彼兩名之狀、所仰如件、庄官等宜承知、不可遺失、以下

嘉祥二年九月十五日

(署名略)

今津宮大般若經免田として荒田六町を宛行したものであるが、これを申請した家住は、その解状の中で、「申請古作田者、有忘公益之恐」として、「荒田」六町を寄進してほしい旨を述べている。そして更に、先例を誓願寺の免田五町の場合にもとめて、「彼古作也、是荒田也、寺社雖異、同可為御祈禱哉」と言っている。ここでは「古作田」と「荒田」は対比して述べられており、ともに現実には不作田でありながら、両者を区別するものは「公益」である。<sup>(註)</sup>おそらく「古作田」は、現実には不作田でありながらも、莊園制的収奪の対象地として、年貢・雜公事が土地台帳に記載されてい<sup>(註)</sup>る性質のものであろう。それに対して「荒田」は完全に荒廃化して、

莊園制的収奪の対象から一応はずされた類のものと考えられる。王丸名の場合、「往古名田」「往古本田」と言われているが、おそらく「古作田」であったとみてよいであろう。それは不作田でありますから、年貢・雜公事の負担額が決められており、再開発はそれを前提にしてなされるべきものであった。又かかる負担額の高さが、王丸名の荒廃とその再開発を妨げている主要因であった。<sup>(註)</sup>それに対し莊園領主は、文暦二年（一二三五）の時点で、このように万雜公事の停止と斗代を一斗五升代に決定しており、その結果、王丸名の再開発がなされたことは(四)の史料より明らかである。それにしても、一斗五升代という低斗代と万雜公事の免除ということとは、再開発を行おうとするものにとって非常に恵まれた条件であったにちがいない。こうした恵まれた条件の下でのみ、はじめて王丸名の再開発が行われたという歴史的事実は、いったい何に起因するものなのであろうか。又怡土庄の年貢の斗代は二斗代・一斗五升代・一斗代・五升代の四段階よりなっており、これが上田・中田・下田・下々田に對応したものであるとすれば、王丸名田は中田にあたっていたことになろう。こうした斗代の低さは何に起因するものなのであるうか。今にわかにこれを断定する事はできない。

ところで、こうした負担の軽減・斗代の決定は、いわゆる莊園領主の行う勧農の重要な部分を占めているが、戸田芳美氏によれば、戸田・斗代の決定を中心とする莊園領主的勧農の日付は、ほぼ陰曆

ものとしてあらわれていた。<sup>(15)</sup>

次に、名全体の再開発<sup>(16)</sup>と勧農の問題を検討してみよう。次に掲げた史料は、いずれも福岡市立歴史資料館に所蔵されている。

(A) (写真一号参照)

(花押)

下 王丸名

可早令耕作済斗代所當米事

右件名田、雖為往古名田、荒蕪年久失、仍企勸農、期地味之故、  
止万難公事、段別可弁済志斗伍升代所當米之状、如件

文永二年三月 日

(B) (写真二・三号参照)

〔文永四年〕御下文 直義大忠四百十一年  
通鑑卷一百一十五

(花押)

下 王丸名主源安所

可早守下知旨令停止万難公事等事

右、王丸名者、雖為往古本田、荒蕪年尚、然間、有限御年貢之外、  
被停止公事以下済物、令開發以來、無相違之由、安申之、隨而、

名不引募所務納之上者、今更不及沙汰、仍任先規、有限御年貢不  
可有解算之状、如件、

文永四年九月 日

(C) の史料は、内容は、かつて名田でありながら長い間荒廃している王丸名に対して、その再開発を行うために、万難公事の免除と段別一斗五升代の所當米の弁済を命じたものである。一斗五升という斗代が、斗代の維持、引き下げのいずれを意味するものかわからぬが、すくなくとも斗代の引き上げにはならないであろう。ところで荒廃している耕地に対して、万難公事以下を免除する、ということは何を意味するであろうか。少なくともこの荒蕪田に対して、これまで一斗五升代もしくはそれ以上の斗代の所當米と万難公事がかけられていた事を示している。これと関連するものとして、同じく怡土庄に關係のある史料が大泉坊文書に含まれている。<sup>(17)</sup>煩をいとわず引用しよう。

入道二品親王序下 怡土庄官等

可早宛行今津官大般若經免荒田陸町事

大郎丸名參町 次郎丸名參町

右家住解状稱、当官者、奉勸請御庄鎮守一二官、雖建立社殿於政

一定規模の直接経営を行っていた事が考えられるが、その大部分は住人・百姓により分割耕作されていたと考えられる。

次に、永仁二年（一二九四）八月十日の預所権別當法認下知状を検討してみたい。

この下知状は漢字と仮名の二通が伝わっている。前者は「改正原田記付錄」・児玉驍採集文書に含まれており、原物は伝わっていないが正文を写したものと考えられる。後者は案文であり、福岡市立歴史資料館に所蔵されている（写真四・五号）。ここでは正文により忠実と考えられる前者を引用しておこう。

怡土庄怡土方王丸名内立山、近年背先規、散在之輩乱入仕雅意、令切取之内、無用水之便云、所詮於向後者、如先例、王丸名四至塚内山<sup>ノ</sup>乱入之輩、永令停止之、可全御年貢以下公物之状、如件

永仁武年八月十日

（略）  
預所権別法眼<sup>（略）</sup>毛井

この下知状は、王丸文書に含まれているところから、王丸氏に宛てられたものであろう。つまり、「怡土庄怡土方王丸名内立山……無用水之便」由を王丸氏が預所に訴えたのに對して出されたものである。これから、王丸名が四至塚を限った一円の領域をもつた名であり、名内に水源地として自由な用益を禁止された「立山」があつた事がわかる。現在王丸の北に「立山」という部落がある。王丸山が北西に長くいくつかに分かれて峰を突き出し、その間の谷間に、

自然湧水を利用した迫田が開け、數戸の家が点在している（風景写真二号）。もし、この「立山」部落が中世の「立山」の地名化したものであれば、中世の「立山」は、王丸山から北西に突き出した峰のいずれかであり、王丸名はこのあたりまでその領域に含んでいた事になる。ただ「末永名」が現在の横枕から王丸北部のあたりまで深く入り込んでいたことが考えられ、この点で地理的にみて疑問が残る。ともあれ、「立山」は王丸山のいずれか一角にあつたとみてまちがいあるまい。この「立山」を水源地として、そこから湧き出る水を農業用水として利用する事により、王丸名の稻作經營は行われていたのである。ところが永仁頃になると、「散在之輩」が乱入し伐木を行い、そのため用水が枯れるという事態が起つたため、王丸氏がその停止を預所に求めたものである。「散在之輩」とは、「王丸名四至塚内山<ノ>乱入之輩、永令停止之」とあることにより、王丸名四至塚内山<ノ>乱入之輩、永令停止之」とあることにより、王丸名外居住の農民である事がわかる。王丸氏がこれらの事を訴えた事から、「立山」と名内の水利権を支配していた事がわかる。

王丸名は同時に、名内の住人の生活・經營の再生産の単位・村落共同体でもあった。名内住人の山野・水利の利用については、おそらく一定の取り決めのもとに行われていたと考えられるのであり、ただその取り決めは王丸氏自身の個人的意志としてあらわれる場合が多かったであろう。王丸氏は名内住民に対しては、その利用を規制するものとして、又名外に対しても、名内住民の利用を代表する

正原田記付錄」或いは見玉鑑採集文書でしかみる事ができない。正元二年（一二六〇）八月廿六日・文永八年（一二七二）三月十一日をもって養母善阿より譲られた王丸名田を、源安にたいして領家仁和寺が安堵したものである。源安は後述するよう文永四年（一二六七）には、既に王丸名主としてその名がみえており、おそらく正元二年以降は王丸名主として活動していたものと思われる。これより安が養母善阿より譲与されたのは、王丸名田のみであることがわかる。安が善阿以外の人物から「別当職」を譲与された可能性が、全く無い訳ではないが、それに対する領家仁和寺の補任・安堵の後証が全くみられないこと、もし王丸氏が別当職に補任されていれば、それに付属した所領・得分を持つていたと考えられ、さしあたって王丸名は給名等にあたると考えられるが、そうした性格が全く見られないこと、王丸氏が代々相伝しているのは王丸名田のみである事等からすれば、安が「別当職」を帯びていた可能性は極めて小さい。

王丸氏は公文所の一構成員・別当とするよりは、身分的にはむしろその支配下にあった名主層として考えた方が実態に即しているのであるまいか。

王丸名の規模は、時代は下がるが天文廿二年（一五五三）潤正月廿三日の源隆謹状に、「筑前國怡士郡安恒名之内、王丸拾五町地山野荒野」とある事により、ある程度の推測は可能である。ただ鎌倉時代の王丸名は、後述するように文永四年まで荒廃しており、この時

再開発されている事から考へれば、十五町という田数をかなり下回っていたであろう。嘉元三年（一三〇五）當時、怡土庄友永方三百町が四の名からなり、一名平均の規模が九町七反余りであることも参考となろう。ただし、王丸名は「王丸拾五町地山野荒野」（傍点筆者以下同）とあり、後述する如く、その中に山野・荒野をも含んだ一円的領域をもった名である。

王丸名の經營を直接示す史料は存在しないが、北に隣接して存在する末永名の場合から推測を加えてみたい。

#### 下 怡土庄末永名住人等

可早以自繼令安堵當名内續音寺<sup>寺今者</sup>免田四段院主應事

右、免田者為往古免田無相連之田、貞繼合申之上者、早任先例  
領作彼免田、云寺役云御祈禱不可致緩怠之狀、所仰如件、土民  
等宣承知、勿違失、故以下、

文永八年十月一日

預所法眼大威儀師<sup>花押</sup>

三

この免田四段は承元四年（一二一〇）に預所が寄進したものであり、末永名主の存在が窺えない事等から、或いは末永名は預所の給名かとも考えられる。<sup>註</sup>この史料から、この免田四段が、末永名住人<sup>註</sup>土民によって「領作」されていたことがわかるが、おそらくこれは末永名全体にもあてはまる事であろう。王丸名の場合、後述するように王丸氏が在地の經營に根ざした支配を行っている事から、

がしかれていた（<sup>2</sup>（風景写真一号参照）。

怡土庄に関しては、最近正木喜三郎氏が相ついで詳細な研究を発表されている。<sup>(3)</sup> 氏の論考の中から、王丸氏に關係のある部分を要約すると、

① 怡土庄の立券は康和頃から怡土庄の初見史料である天承元年（一一三一）の間になされた。

② 國衙領内で別名を形成して、成長してきた在地領主層が、彼らの支配下で成長してきた作人層に対抗して、その支配をより貫徹するために、國衙との從属關係をたち切って、鳥羽院近親者で侍賤門院近親者たる大式や筑前守公章らの斡旋口入を契機として、連合して所領を寄進し、法金剛院領怡土庄として立券したものである。

③ 現地の支配組織として、莊政所・公文所がある。文永九年（一二七二）十月三日の公文所下文の連署者は藤原三・源二・大藏三・中原一・僧一である。彼らは公文所の構成員であると同時に「在地領主層にその名を見い出す」としている。そして、源姓二名について「源氏について言えば、王丸名主源安を挙げうる」とされている。さらに「恐らく彼らは所領の寄進を通じて莊園支配機構の中に加わったものであろう」とされている。

以上の正木氏の指摘によれば、王丸氏は平安末期怡土郡内に成長してきた在地領主であり、その所領を他の在地領主と連合して法金

剛院に寄進する事により、別当職を獲得し、公文所の一員となりたと考えられる。正木氏の場合は、より広い視野から怡土庄を取り巻く諸条件を総合的に考察されたものであり、王丸氏は氏の考察の対象の極く一部分にしかすぎない。しかし、王丸氏に関していえば、はたして氏の指摘のように考えられるであろうか。問題点は、文永九年十月三日付の公文所下文の連署者の中にみえる「別当源（花押）」二名のうち、どちらか一人に源安を比定しうるか否かであろう。いまこれを直接的に示してくれる史料はもちろん皆見の範囲では見つけ出せないのであるが、次の史料より推量を加えてみたい。念のため全文を引用する。

〔八月四日〕

〔大藏院領〕 稲王院下 筑前國怡土庄官等

可早源安住養母善阿彌状令安堵領掌怡土庄王丸名田事

右田者、以去正元武年八月廿六日文永八年三月十一日、源安得養母善阿彌之茶証文（茶証文）<sup>(4)</sup>也。然者、早任彼謹狀之旨、安令安堵領掌當名、可全御年貢以下公事之狀、所仰如件、宣承知不可違失、故以下、

文永九年十月二十日

公文大法師（花押影）

別當法眼（花押影）

院司威儀印（花押影）

法橋

大法師

これは王丸文書中の一史料であるが、原文書は不明であり、「改



王九谷ふきん地図  
この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の25万分の1  
地形図を複製したものである。(承認番号) 明55九復 第32号。

であり、明治以降の古文書の分散・消失の激しさに今更ながら驚かされる。

王丸文書とのはじめての出会いは、勧農関係の史料を収集している時であった。文暦二年（一二三五）の某袖判下文に「勧農」の語句が

みえる事から、王丸文書そのものの収集にとりかかった。その時、利用させて頂いたのは新城常三・正木喜三郎氏編の「筑前国怡土庄史料」であった。その後、川添昭二氏から王丸文書の写真をお借りし、又最近福岡市立歴史資料館が部分的に所蔵している事を聞き、拝見したところ、はたせるかな文暦二年の某袖判下文の原物が含まれていた。

福岡市立歴史資料館が所蔵している王丸文書は、三通のみ掛軸に立てられて、それぞれ桐箱に納められており（写真一、三、二〇号）、他は大部分が虫喰部分のみ裏打されたりして、まとめて一つの桐箱に納められている。その包紙を見ると、貞享元年（一六八四）に作られた包紙が二通ばかり残されており（写真二、一四号）、從ってこの年に、何らかの形で王丸文書の整理がなされたものと思われる。

王丸文書の伝存・分散過程については川添昭二氏が紹介されている。それにも児玉龍採集文書に含まれている王丸文書が四十四通、福岡県嘉穂郡碓井町の某家に所蔵されていた時が（川添氏の写真による）中世文書二十四通、近世文書三通、そして現在福岡市立歴史資料館に所蔵されている王丸文書が中世文書十一通、近世文書二通

## 二

王丸文書は、筑前国怡土庄王丸家の名主職を相伝した王丸氏（本姓は源氏）が相伝した家文書である。怡土庄は、現在の福岡市の西端と糸島郡数ヶ町村を含む地域にあった。本家は法金剛院であり、領家は最初待賢門院、久安元年（一四四五）以降は仁和寺であった。その總田数は、天文二年（一五三三）十一月八日の法金剛院領目録案にによると

### 筑前國 怡土庄

印子四百五十町七段三丈  
印子四百五十町七段三丈

とあり、同目録の中でも、他の所領にすばぬけて規模の広大さを誇っている。<sup>(1)</sup> 庄内は多数の名よりなり、例えば怡土庄友永方は四一の名よりなり<sup>(2)</sup>おり、史料的に確認される名の数は怡土庄全体で六六名にもなっている。<sup>(3)</sup> 怡土庄は大きく怡土方、志摩方の二つよりなるが、王丸名は怡土方に属し、現在でも前原町の東南端に大字名として残っている。標高四五三メートルの王丸山（現地では駒頭山と呼んでいる）の西山麓に、三七戸の家が大きく二つの集落に分かれ分布している。<sup>(4)</sup> 東に山を背負い、部落は西に向って開かれている。西には川原川が北西に流れ、比較的大きな谷が開け、この谷には桑里制

一九八〇年三月

# 筑前国怡土庄王丸氏について

—福岡市立歴史資料館所蔵  
「王丸文書」の紹介をかねて—

吉 良 国 光



写真13. 護岸工事がなされている築堤



写真14. 海水の取入口（旧船着場）



写真11. 干涸され畠地になった旧塩田



写真12. 奈多塩浜築堤の遠景

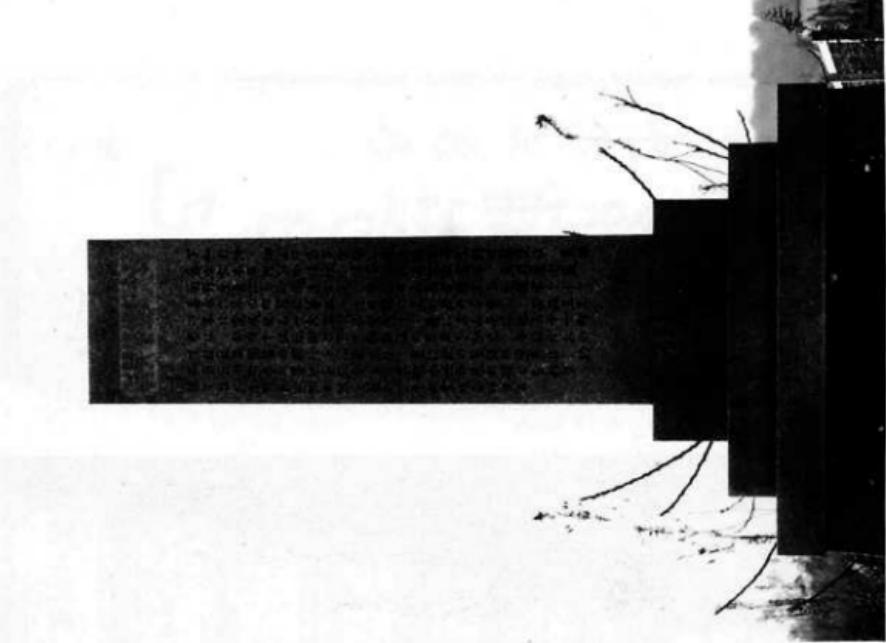


写真9. 奈多塙浜堀堤の業績顕彰の碑



写真10. 土手の守護神「不動尊」の邊つ附近

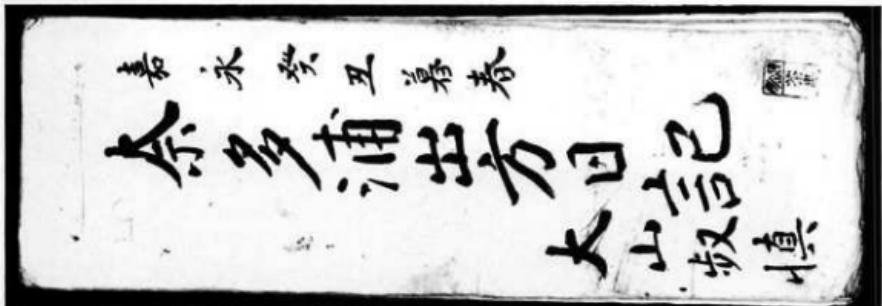


写真6. 奈多塩浜浦出方日記（奈多塩浜浦築堤出方の記録）大山叔慎

嘉永癸丑暮春

長帳一冊の一部

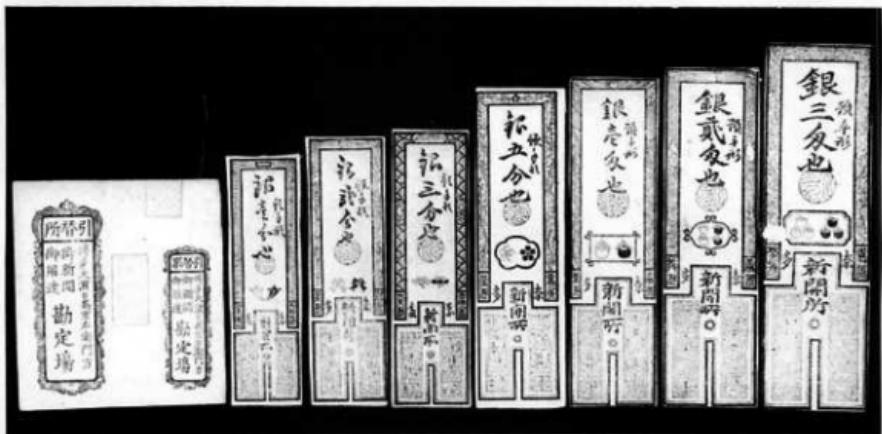


写真7. 奈多新開築堤手形及び手形引替所

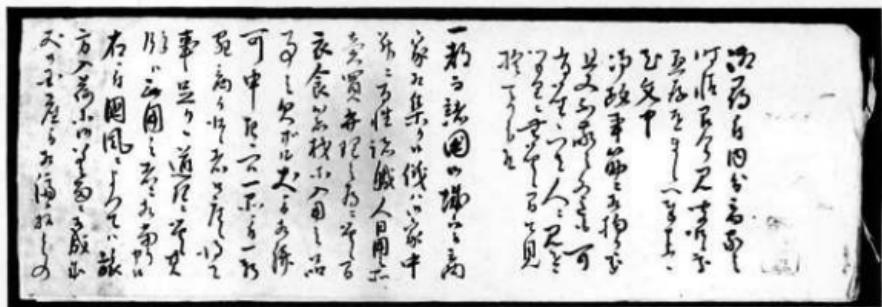


写真8. 御尋二付内分商家之時情即今見聞仕候處、懸存をましへ奉

申上候

長帳一冊の表紙

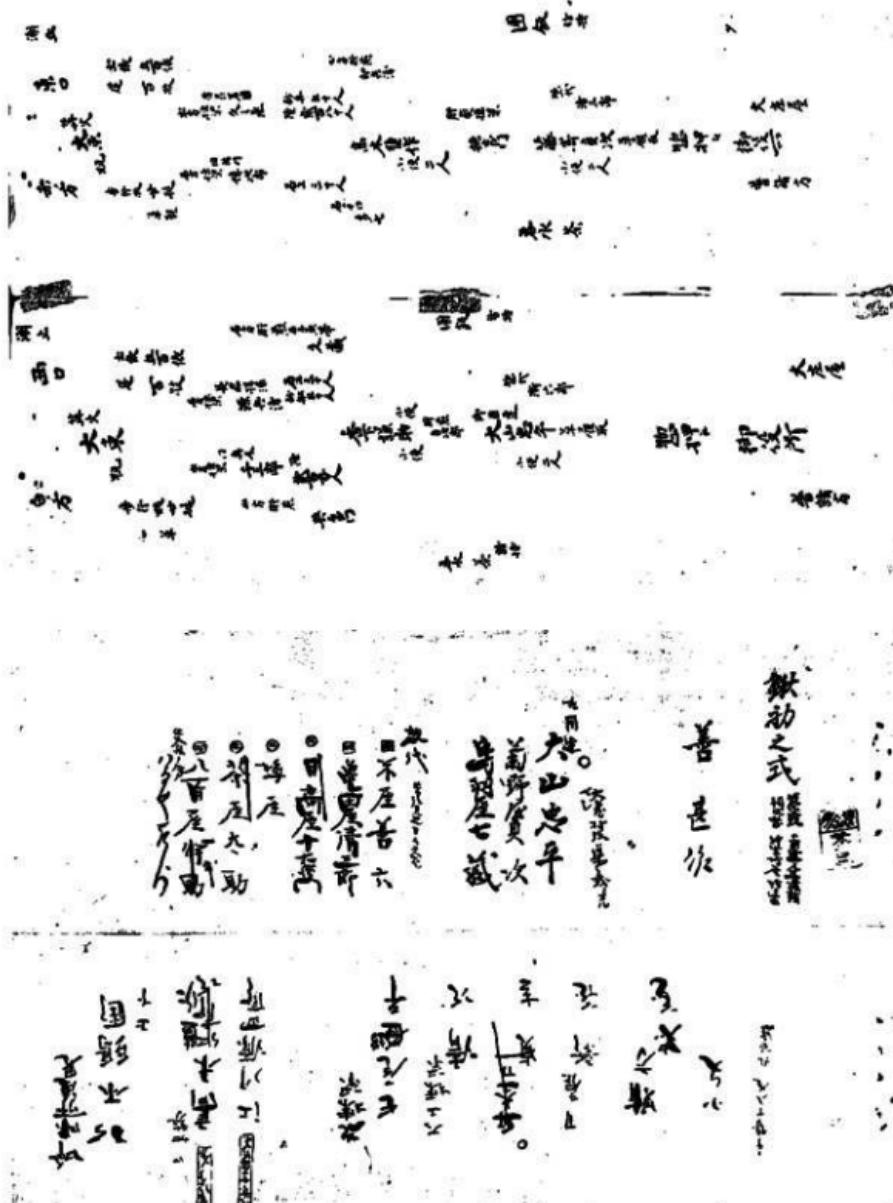


写真5. 銀初之式 (奈多塩浜築堤の際の銀入れ儀式次第書)

嘉永六癸丑三月

長領一冊の一部

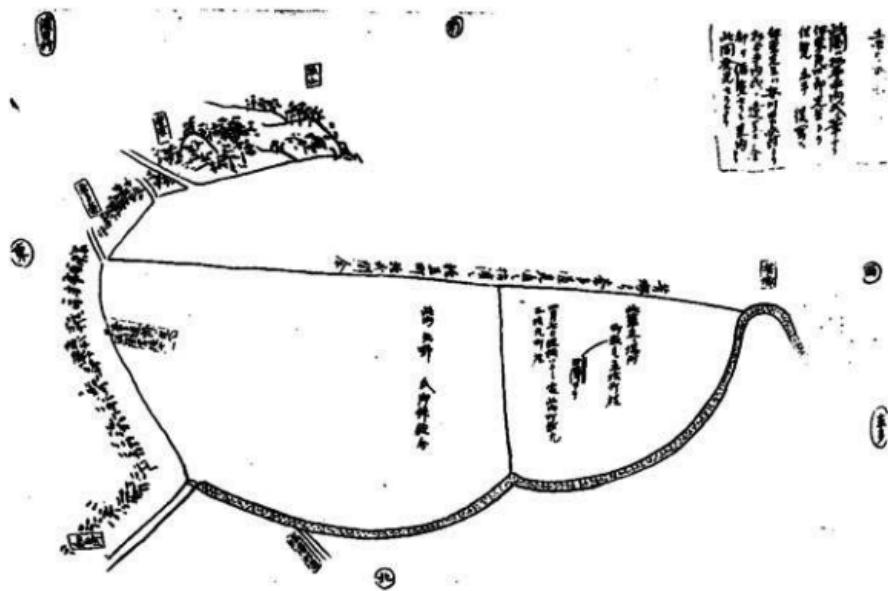


写真3. 奈多塩浜築堤図写 (松本平内肉筆のものを写し控えたもの)



写真4. 書状 (銀切二付)  
四月八日松本鷦鷯圖 (平内)  
鳥羽屋七藏・大山忠平宛

口述

佐多富田河

菊野屋  
貞次

大山忠平

吉川

立憲

佐多富田河

吉川

太忠平

吉川

太忠平

吉川

太忠平

吉川

父の圖 沖野屋貞次

子の圖 大山忠平

母の圖 吉川

佐多富田河貞次

大山忠平

島羽屋七蔵

吉川

吉川

吉川

吉川

吉川

吉川

吉川

吉川

吉川

写真2. 口述（佐多富田河貞次に關し）

丑四月菊野屋貞次・大山忠平・島羽屋七蔵宛

写真一・

御書付（塙浜新聞仕調志宣）  
二月鳥羽屋七藏・大山忠平・菊野屋貞次宛

新金子の件に付

横須賀  
七荒

回古屋  
大山平

田宮町  
久次

新金子の件に付  
新金子の件に付

新金子の件に付

新金子の件に付

新金子の件に付

新金子の件に付

二月



うえに、広大な開拓地を見下すかのように、ささやかではあったが木製の記念碑を建てられその偉業を讃えられたのであった。

その後、昭和三十四年に至り木製の記念碑は町費で以て台座<sup>高さ一・七〇メートル</sup>碑<sup>高さ一・六八メートル</sup>の堂々たる石碑に建替えられ、十一月二十五日勤労感謝の日町民多数列席して盛大な除幕式が行われた。

美しく磨かれたみかけ石の表面には、末信源蔵氏の撰になる碑文が次のように刻まれている。

「新聞築堤記念碑」

下和白沖ノ烟より奈多宝塚に連る延々一・五秆の築堤は、黒田藩士松本平内を吟味役、博多の俠商大山忠平、鳥羽屋七藏、菊野屋貞次を御用達とし、嘉永六年の四月に着工、その後六年の歳月を費し、安政五年の末に完成せる一大土木事業たり。是により千拓地三十一町歩は、かつて塩田として和白塙の名聲を馳せ、今日に於ては薬菜園芸の興隆を招来せり。更に此の築堤の恩恵は約二百五十町歩の農地を保全し、本町永世発展の礎となれり。

依て茲に全町民感謝の誠を籠めてその業績を頌する

昭和三十四年勤労感謝の日

和白町建之

その後、後繼者に恵れなかつた大山忠平氏は、記念碑建設に尽力を惜しまれなかつた末信氏への感謝の意味もこめて大山文書の保管を託されたのである。散佚したとばかり思われていた貴重な史料

は、麗しい話を裏に秘めながら今まで大切に保管されてきたのである。

なお、末信氏は今度の郷土資料の調査を機会に、大山文書を市民の共有物として永らく保存するために福岡市立歴史資料館への寄贈を申し出られた。附記して感謝の意を表したい。

地域の開発が急速にすすむにつれ、資料の漸減散逸も年ごとにのっている。歴史的文化遺産ともいえる郷土の史料を、次の世代の人達に確実に引きいでゆくのも私達の責任ではなかろうか。

各地の旧家には大山文書に匹敵する貴重な資料がまだ埋もれたままになつてはいないだろうか。史料的な価値がわからないために放置されたり、あるいは大切な資料であるとの認識が強すぎて、かえつて秘蔵されて活用がはばまれている場合もあるかも知れない。資料の散逸を防ぎ、資料を活用するためにも適切な処置を切に望む次第である。

この収支目論によると、他の商品と合せ年間には「利分之上り高銀百貫目内外」に達し、このなかから「御上五千両、此銀六拾五貫目」を差上げると会所益金は三拾貫内外になるという。

一方、藩札五万両を発行し「式ヶ年之間追々造出、三ヶ年ニは三万両之正金会所ニに出来」と予想されるから、この三万両を家中諸士に勘定所押（勘定所において俸禄米支給の際に貸付金を差引き債権を確保する手段）で「年中八朱ノ利ニて米百俵ニ付金式百両宛貸方相始」め、この利益金は当初借り入れた元金五千両の利息に充て、

さらに藩札の兌換については「博多内一軒引替所相立」て兌換業者を取扱い、兌換準備金は「一ヶ月或千両を用意しておくが、二ヶ月も経てば「其内初荷之分ハ大坂より金子相下」るであろうから順次兌換資金に充てると発行した藩札は円滑に流通するであろうと予想をたてている。

そして、このような産物為替仕法を行えば「見積りても七ヶ年ニは元利相仕廻申候間、一箇御家中之御為ニも相成候間、仕組永続之もどるニ御座候」と結んでいるのである。

『福岡県史』に記載されている藩育方役所の業務内容と比べてみると、全面的に必ずしもこの意見具申を採用しているとはいえないが、その仕法についてかなりの示唆を与えているのではないか。

これまで明かにされてはいなかった藩育方仕組を解明する手掛り

となる一史料になろう。また「御尋ニ付、内分商家之時情即今見聞仕候處、懸存をましヘ奉申候」（仮題）は幕府の天保改革による株仲間の禁止により、福岡・博多両市中商家の衰微を憂えてその対策を具申したものである。

「札遣仕法存寄書」とともに藩の財政々策の裏面が見える奸篤の史料である。

## む す び

以上は大山文書の紹介をかねながら松本平内との関係と藩札流通政策に視点をあてて、その概要を述べてみたにすぎない。今後の解明と研究がさらに望まれるところである。

最後になつたが、大山文書が末信源蔵氏によって保管されるに至った経過を簡単に記しておこう。

奈多・和白新開築堤事業を完成させた大山家七代忠平経雄から数えて三世の孫にあたられる故大山忠平氏は、かねてから祖先の業績顕彰の志をたてられ、現地をくまなく調査し、和白町役場を再三訪れて顕彰のための碑記を相談された。それに心よく応対されたのが当時和白町総務課長であった末信源蔵氏である。昭和二十五年頃のことである。

大山氏の話によつて先人達の偉業に感激された末信氏は町民有志間を奔走して善財を募り、博多湾の小波のよせる喜永開きの堤防の

大坂問屋ヨリ戻り

銀式勿五分

国元金六拾五匁ニテ渡、大坂時之相場金毫兩二付銀八分達として

銀毫八分

生蠶毫丸荷主ヨリ運賃銀式勿八分免請取、

船手ニは武勿免渡

銀八分

ノ  
銀七匁三分

内

収支目論書

商品名	単位	集荷見込数			支	出	総利益金
		為替歩金	大坂問屋	銀相場			
生蠶	正味八匁二斤	一〇〇〇丸	一一二〇	一〇五〇	タハ〇	タハ〇	六〇〇〇五
蠶燭	正味六〇九斤	三〇〇〇箱	一七〇	一〇〇	タハ〇	タハ〇	四〇〇〇五
菜種子	四斗武毫升入	一〇〇〇俵	四八	三〇	タハ〇	タハ〇	一〇〇〇五
紙	六六入毫籠	一〇〇〇籠	一、四六	一、五〇	タハ〇	タハ〇	一〇〇〇五
蜜	正味八〇〇斤	一九七	一、二〇	一、二〇	タハ〇	タハ〇	一〇〇〇五
計		五〇〇樽	、九七	、八〇	タハ〇	タハ〇	一〇〇〇五

右は御上正御改銀として差上  
同三分

残銀六匁

生蠶八拾武斤入毫丸につき銀六匁の利益金があるという計算である。

收入の部のなかには大坂金銀相場の変動格差金など意味不明なものもあるが、それぞれの利益見込を表に示すと次のようになる。

はいたが、その現物はこれまで確認されてはいなかった。それが大山文書の再発見によって様式その他かなり具体的なことが判明した。今後の福岡藩札研究にとってまことに貴重な史料となる。

### 「札遣仕法存寄書」（仮題）について

松本平内が御咎御免となり撫育方財用引切受持に再登用されたことは先に述べた。福岡藩撫育方役所の性格を明らかにする史料を見出しえるために詳しいことは判らないが、「福岡県史」は、撫育方仕組を「安政三年六月、家中借銀整理の目的で、知行百石につき番札五貫目貸渡す制を設けている。この仕事が撫育方の本職とも考えられる」と指摘し、番札の発行動機を「番札で国内米の買付け、これを下関あるいは大坂表に売さばいて現銀を得て、借銀の利子払いと急場の出費に充て因窮家中を救い、正銀の余裕の出来次第、当り番の番札を正銀と引替える制度である。番札の種類は毫貢目・五百目・五拾目・拾外等であった。」と説明している。

番札とは、藩札の表面に一連の番号を附して抽籤を行い、当り番の札を順次償還する方法である。

この撫育方役所創設に関連して注目される大山文書がある。表題に久げるため筆者は仮に「札遣仕法存寄書」とよんでいるが、その内容は産物会所の設置による為替取組と家中救済について大山忠平の存寄（意見）を真申したもので、「福岡県史」に誌るされた撫育方

役所の業務内容と比べてみるとその骨子はほぼ同様である。とするところ、この存寄書は撫育方仕組の実施前、松本平内あるいは撫育方役所宛に提出されたものではないかと考えられる。また、「安政三年辰七月朔日於町役所御撫育方ヨリ大坂表え被差越候趣奉命」と起筆された「上坂日記」もあるところから、大山忠平と松本平内との結びつきは密接なものであったことが想像できる。

そこで、この存寄書について若干の考察を試みてみたい。

存寄書は、まず家中諸士の救済資金を捻出するため座物会所を設立、会所經營は「日毎ニ御上より御役人之出方相顧」って藩営の事業とし、元金五千両を調達してこれを資本に番札五万両を発行、このれで領内特産の生糸・糸綿・紙・葉種子・蜜其外諸品の買入を行ひ、これらの商品を大坂に積ませて「産物為替取組」とし、その交易差金・中間利潤を収取して家中の救済に充てるというのである。

存寄書はそれらの商品について具体的な收支目論みを明らかにしている。たとえば、

#### 「一生織毫九

正味八拾斤入

此為替金武兩毫步

大坂迄立毫步五厘為替步

此銀武外式分

前出「松本平内事蹟上」に引用された史料、平内の履歴書に、

「肥塚次郎右衛門幸南別類によつて、奈多新聞築立にかかる。」

身分柄固辞いたし候へとも、其辺は屹度道を開き可被申二

付、安心いたしかり候様談有之」

とある。この史料からみると、潰滅した奈多塩浜をそのまま放置す

ることができず、両柏屋・宗像郡奉行肥塚次郎右衛門は平内が生業・

焚石・鷹卵会所に出仕し市中商人との接触もあり、かつ平内の財政

的な手腕を期待して身柄を引受け、開発工事の立案計画・開発資金

の融通等を依頼したのではないかと考へられる。

平内の財政的手腕が落当局に高く認められていたことは、その二年後の安政二年九月御咎免となり、撫育方役所財用引切受持として再び登用されていることでも判る。

したがつて、平内がこの工事に直接関与したのは短い期間であり、それも「押<sup>シ</sup>隠居」の身分であつたために市内商人への出銀交渉、工事施工のための立案計画等初期的な準備段階にとどまり、実際の工事監督は築堤新聞役所の役人徳田文右衛門・山田佐次右衛門、あるいは三人の銀主に任せたのであるまいか。

完成に至るまでの経過については既に伊東尾四郎氏の論考があるので省略し、工事に際し発行された「奈多新聞築堤預り手形」についておこう。

「嘉永六年癸丑三月廿七日御新聞手形申受摺立一切員数改手控」

には古戸町大島宅で菊屋野貞次・大山忠平・鳥羽屋七藏三人の銀主立会のものとで札の刷立てが行われたことが認るされ、発行高・券種類が次のように記録されている。

「銀拾五貫九百武拾五匁分

一 金武百四拾五匁也

内

參外手形

銀武貫七拾七匁九匁分  
同武貫五拾五匁六匁分

武外同

同武貫五拾五匁六匁分  
同武貫五拾五匁六匁分

毫外同

同武貫五拾五匁六匁分  
同武貫五拾五匁六匁分

五分同

同武貫五拾五匁六匁分  
同武貫五拾五匁六匁分

參分同

同武貫五拾五匁六匁分  
同武貫五拾五匁六匁分

毫分同

同武貫五拾五匁六匁分  
同武貫五拾五匁六匁分

式分同

同武貫五拾五匁六匁分  
同武貫五拾五匁六匁分

」

手形數五万四百七枚

これからみると発行額も少なく、しかも六拾文替で銀に換算すると最高が銀八百拾文、最低が銀六文の小額紙幣であるところから、開発資金の融通のものではなく築堤工事に従事した多数の石工・大工・人夫の賃金支払いのために用いられたものと思われる。

博多大浜日高重右衛門方に「御新聞御用連勘定場」が置かれ、三人の銀主の保証による正銀兌換が行われた。

この「奈多新聞築堤預り手形」の発行は史料のうえでは知られて

候事二付、開発之儀松本平之亞父鶴國正組之者より頃談候處、其方共志を相立、則追々開立之仕法立<sup>ル</sup>候請書候文相應差出候ニ付、委細相伺置候處、御本<sup>シ</sup>小河専太夫殿御聞通被成候。右ニ付、申出居候通を以開立申付候条、重疊申合新開全成就ニ相成候様立入出構可致候事

丑四月

裏柏屋郡奈多浜に塩田三十町余が開かれたのは元禄十六年のことであった。

二代藩主忠之代の晩年、藩財政収支の破綻を引きいた光之は財政

再建のために積極的に政策をたてて実行にうつしていった。光之は元禄元年に致仕するが、その方針は四代藩主綱政に引継がれ元禄九年には家老齊藤忠兵衛を縦裁にして志摩郡前原・遠賀郡穴生<sup>アヒロ</sup>に新田

を開き、同十六年には大野忠右衛門に命じて茶多・和白浜に塩田を開かせた。さらに宝永元年には表柏屋郡多々良浜、同三年には志摩郡前原・辺田・御床・久我の入江を新田に開発し、宗像郡津屋崎村

に新塩兵を開くなど財源確保のための努力が続けられた。

これらの事業は、たとえば奈多・和白塩田開発が「此地を開くに民力をからず、惣人の役人も用いず、公財を以貧民を雇いて營作」したように總べて藩財政資金を投入したものであった。

寺山開きは安政四年頃に完成、これに要した費用は「合丁錢一万

千百六十四貫七十二匁、金千六百四十一両七合七勺八才余」であつたという。

さらに、興味深く感ぜられるのは、工事にあたつて「奈多新開築堤預り手形」の小額紙幣が菊野屋・茶忠・鳥羽屋三人の保証によつて発行されたと同様に、西原藤三郎・小池八十右衛門を引替人とした「寺山開田会所札」が発行されていることであろう。

さて、平内は「押西隱居」の身分にもかかわらず、なぜ奈多築堤に開与したのであろうか。これについて考えてみたい。

おそれく、当時の藩財政では修繕・開発資金を捻出することができず、市中商人の資本に依存したものと思われるが、この奈多・和白塩浜の拡張工事と共に、志摩郡前原村の豪商西原藤三郎・久我村小池八十右衛門の二人を銀主にして志摩郡辺田村から久我村寺山の間六百五十間の新田開発、いわゆる「寺山開」きが行われていることも注目に値いしよう。

寺山開きは嘉永五年七月二日大風萬沙室層開土手打切、嘉永開土手百間余打切御開不残闇入<sup>ル</sup>になつたためであつたから、その修築開発動機は奈多・和白塩兵と同一である。

寺山開きは安政四年頃に完成、これに要した費用は「合丁錢一万

千百六十四貫七十二匁、金千六百四十一両七合七勺八才余」であつたといふ。

さらに、興味深く感ぜられるのは、工事にあたつて「奈多新開築堤預り手形」の小額紙幣が菊野屋・茶忠・鳥羽屋三人の保証によつて発行されたと同様に、西原藤三郎・小池八十右衛門を引替人とした「寺山開田会所札」が発行されていることであろう。

さて、平内は「押西隱居」の身分にもかかわらず、なぜ奈多築堤に開与したのであろうか。これについて考えてみたい。

このようにして開かれた奈多・和白塩田の築堤が嘉永五年の大風と高さによって決壊した。この修築を機会に塩田の拡張が計画され、

ものである。札表面には銀錢のかわりに米穀の量を表示し、最高を米拾五俵五升代六錢五百目、最低を米五合代六錢五分の十二種を発行「銀札之振合ニ<sup>西</sup>領内通用」とした。

これも札遣禁止令をばかってのことであろう。

「金証機」、「前借米御差紙」といかに名目は変えたにもせよ、不換紙幣が円滑に流通する筈もなく「夫々兩市中大騒動ニ相成、米は勿論諸品共先切ト申、売不申、御家中大差間大混雜、(略)油なしニ<sup>西</sup>夜を明候御家中段々有之」状態を招いた。蓮の紙幣流通政策の改廢をもとめ、商人連は暗黙の諒解のうちに足並みを揃えて立ちあがつたのである。

闘争の成果は「夫々御役人方転變差發」する支配層の後退を余儀なくさせ、家老財用本<sup>ハ</sup>の林五左衛門・毛利長右衛門に隠居が仰せつけられ、御納戸頭水野市太郎、裏判役大塚權兵衛らに隠居が仰せつけられた。

改革当事者である松平内に隠居が仰せつけられたのは勿論のことである。

### 松 平 内

被仰付次第有之遠慮被仰付置、相続之人柄一族中も可相繼候處、平内侍左司馬十八才二相成候。何分共被仰付被下候様相續候、平内儀最前御家中借財道付方受持被仰付置候處、取計方不宜、右ニ付財用筋融通之道相塞り却<sup>レ</sup>及差支、且又生糞会所御仕組筋差違、

様々風説之趣も有之候ニ付、追々被逐御詮議候處、余分之御債相見立候。尤道付一件ニ付存念申出通質通不致候段ハ無余儀都合ニも相開候得共、一軒内受持筋より事發り彼是と及混雜一統の人氣ニも相均り候取ハ不容易次第旁不考之至ニ候。依之重く御咎可被成儀ニ候得共、被加御用捨切米之内式石被減、押<sup>シ</sup>隠居被仰付、左司馬<sup>ハ</sup>拾<sup>ミ</sup>石五人扶持被<sup>シ</sup>下、城代組ニ被差加候事」  
平内が奈多堺浜築堤に開与したのは借財道付方仕組失敗による「押<sup>シ</sup>隠居」の身分中のことである。

### 「 口 連 枝

#### 博多宮内町

菊野屋貞次

#### 古小路町

大山 忠平

#### 浜小路町

鳥羽屋七蔵

裏柏屋那奈多・塩浜・下和白三ヶ村抱御開沙除土手、去子年大風

高汐杯ニ<sup>西</sup>數ヶ所及大破、当春仕整之積ニ候處、右土手都<sup>ハ</sup>舗略ニ有之、此度之破損所斗手厚取締候處、残り数百間之石垣風波之害相免候ニ<sup>西</sup>不至儀ニ付、右地先湯新開ニいたし丈夫之石垣築立候得ハ、土地相開ケ而已ならず石垣土手間數<sup>ハ</sup>相縮、幾々御徳<sup>ハ</sup>相増

れてるので省略するが、平内がかかわった「借財道付方仕組」について、「其の仕組の方法など一向判明せぬ」とあるから若干これにふれておこう。

天保五年にはじまつた白水養楨の「御救仕組」が大量の薄札発行による積極果敢なインフレ政策であつただけに、その失敗後の政治課題となつたのはこの時発行された藩札の回収措置であつた。しかも、幕府は天保八年七月に諸国札遣禁止令を發布して諸藩の藩札発行を禁止したから、なおさら回収を急がなければならなかつた。

しかし、当時の藩の財政状態では藩札を発行する以外には有効な

財政手段を見出しえなかつものようである。

平内の存寄による「御家中信財道付方仕組」は、市中町人からの出銀によつて幕府の禁止令をばかって「金証拠」という名目の藩札類似の札を発行。これを藩家中に貸付け諸士が負つてゐる旧債務を整理し、その整理道付けの済み次第、町人からの出銀額は最初の約定を変更して長期年賦に組替えて返済するという、いうなれば町人銀主の犠牲負担によつて家中の借財を片付けようとした仕法であつた。

ところが、平内の目論みは事務当局の手違いから仕組実施前に情報がもれてしまい、町人銀主側は当然出銀を拒否する態度にてだつた。平内はやむなく登板して大坂銀主と銀談交渉を重ねたすえ、ともかく「金証拠」は発行されたが市中商人はその流通前より拒絶的な反

応を示している。

「松本平内道付方甚不手廻ニ相成、借財道付ニ相成候ニ付、銀主は手を引、出銀仕不申候ニ付、當夏以来は御家中一統道付役所より所當冬渡之金証拠杯御押借ニヨ御暮之處、冬ニ至道付方より所舊押ニ相成候ニ付、是御馬廻以上無所考、又は皆押ニヨも不足有之、不足上納被仰付共には式百軒も有之、大豆計之御取留之御面々も七八十軒有之よし、御無足・御城代組凡千人有之候内六百人は無所考、或は不足上納之由(略)」

#### (加瀬記録)

とあり、押借した「金証拠」の額面を勘定所においてそれぞれの俸禄米から差引いたので収入の無くなつた家中が大勢出来た、といつてゐるのである。

もともと、「借財道付方仕組」そのものが銀主側の要預的な犠牲を強要した一方的な政策であつただけに、出銀する町人側の拒絶にあって仕組はもろくも挫折失敗に帰した。

結局「金証拠」の通用期間はわずか二か月間にすぎなかつた。しかし、深刻な家中の生活難をそのまま放置することはできず、翌天保十三年七月になると、今度は「前借米御差紙」という名目の札がまたもや発行された。

御差紙とは、蕨米支給の際などに勘定所から発行される米券のことで、これを前貸にして渡すという名目でこのように名付けられた

古小路町

大山 忠平

浜小路町

鳥羽屋七藏

い。

### 松本平内と奈多塩浜築堤開作

奈多・塩浜両村抱塩浜新開仕整、志宣格別致出精、出財筋度不少候處、身代ニ応し出金致候ニ付、沙除堤築堤方速ニ相整、追々内開等取懸居候段相速及御沙汰候。依之御料理頂戴申付候事

二月

「郡町之者由來書」に「天保三年辰正月 格式町人當時之名前左

之通」として「御用開町人格 大山忠平」とみえ、嘉永七年七月十四日の御書付には「年行司格次 大山忠平」とあり、また「万延元年六月之調子 福岡藩家中分限帳」によれば、町家扶持として毫人扶持が給せられている。

福岡・博多両市中の俗謡に、「一（市）は川端、二（荷）は木忠、三（巣）は立生、四（詩）は龜井、五（菴）は松永、六（寝）は美作、七（寢）は立石、八（林）は皿山、九（匁）は瓢風、十（塔）崇福寺」

とうたわれるほど荷の動きは繁しかったという。

さて、現在残されている大山文書の内容は、大山家由緒書・御書付類七点、「大坂行銀談不調帰國御届手控」など藩御用銀調達に関する記録四点、「奈多浦出方日記」など奈多塩浜築堤工事に関するもの十九点、松本平内からの差出書簡を含む書状類七点、其他六点

の計四十三点からなっており、量的にみれば必ずしも多いとはいえないが、藩政史料・社会経済史料として注目されるものが少なくない。

福岡藩の天保改革には異色の人物が二人登場する。天保五年にはじまる「御家中井郡町浦御教仕組」の白水養植と、御教仕組の失敗後天保十二年から十四年にかけて実施された「借財道付方仕組」、「前借米御差紙仕組」の松本平内である。

養植は城代組三人扶持の良良部内野村の眼科医の隠居、平内は生姪・鶏卵会所の手附、ともに経暦の身分であったが、たまたま差出した藩政改革に関する存寄書（意見貢申書）が藩当局に認められ、養植は御教奉行、平内は借財道付方本役として勤中知行百五十石を給せられて改革に当った。これは福岡藩でかつて類をみない破格の抜擢であった。

しかし、改革はともに失敗して二人共「押留隠居」、すなわち強制的な退身を仰せつけられるという同じ経過を辿るのである。

奈多・塩浜・下和白三村にまたがる塩田の築堤工事が開始されたのは嘉永六年、松本平内の隠居期間中のことであり、大山家七世忠平義雄のときのことであった。

奈多塩浜築堤開作に関しては既に故伊東尾四郎氏によって論考さ

## はじめに

二

てこの調査にかかわった私にとって、それは全く望外の喜びでもあった。

福岡市立歴史資料館では昭和五十二年度から年次計画をたてて、市内各地の神社・寺院・旧家などに所蔵されている郷土資料の所在確認と保存管理の状態を調べるとともに、未発見資料の採訪調査を併せて行つたが、地域の開発がすすむにつれて資料の虚滅散逸も年ごとにのつてゐる現状にもかかわらず、総計九、一二一点にものばる貴重な資料の存在が続々として報告される大きな成果をあげ、改めて調査の意義が高く評価された。

この基本調査の結果をもとにして主要な資料については昭和五十四年度から歴史・美術・民俗に分類して専門的な内容調査に移行、目録を作製して資料の散佚防止と保存対策を講じながら今後の郷土史研究に役立たせようとしている。

戦後、散佚したばかり思われていた大山文書が再発見されたのもこの調査によるものであった。この文書は、故伊東尾四郎氏によつて「松木平内事蹟上・下」(筑紫史談第七〇・七一巻)「茶忠伝」(筑紫史談第七五巻)に引用紹介されてゐたので一部では知られていたが、戦後この文書の所在は確認されず散佚したものとばかり思われていた。

ところが、今度の調査によつて福岡市上和白 宮原源蔵氏によつて大切に保管されていたことが判つたのである。調査員の一人とし

福岡藩では一般領民による藩御用銀の献金、非常備米の提出、橋間屋、肥後紅花問屋、鍋・辛子油問屋を営み、代々忠平を世襲名としたところから俗に「茶忠」とも呼ばれ、苗字名乗を許された格式町家であった。

福岡藩では一般領民による藩御用銀の献金、非常備米の提出、橋間屋、肥後紅花問屋、鍋・辛子油問屋を営み、代々忠平を世襲名としたところから俗に「茶忠」とも呼ばれ、苗字名乗を許された格式町家であった。

大山家由緒書によると、三代目忠平が享保十年八月に御用銀貳百目を差出したのをはじめ、以後の各年度にわたつて御用銀の献金、博多新川煙作人橋の寸志搭替、安元米による貧民救助、捨子・旌子養育等による御賞賛が数多く控えられている。とくに、七代忠平経雄は安政三年七月五日には後述するように奈多・和白塩浜築堤開工作事のほぼ完成をみたので、他の銀主の菊野屋貞次・鳥羽屋七助とともに家老立花彈正・御裏判久野善右衛門・岸田潤左衛門・町奉行矢野太左衛門・月成仲の列座のうえ藩主黒田長薄への御目見が許され、城内舎の間で御料理頂戴が仰せつけられている。

博多宮内町

菊野屋貞次

福岡市立歴史資料館研究報告 第四集

一九八〇年三月

再発見された「大山文書」

安

川

巖

### 執筆者紹介

三島 格 前福岡市立歴史資料館館長  
安川 巖 福岡市立歴史資料館歴史資料専門調査員  
後藤 直 福岡市立歴史資料館文化財主事  
吉良国光 福岡市教育委員会文化課職員

福岡市立歴史資料館研究報告 第4集

1978年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館  
福岡市中央区天神1丁目15番30号

印刷 祥文社印刷株式会社  
福岡市博多区博多駅南4丁目15-17









